

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 省 略

2 省 略

3 法第四十二条の四第七項第一号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の同項に規定する特別試験研究費の額のうち第二十四項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる試験研究に係る同条第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額(以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。)とし、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の同項に規定する特別試験研究費の額(当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。)のうち第二十四項第三号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究に係る同条第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする。

4・5 省 略

6 法第四十二条の四第十九項第一号イ(2)に規定する政令で定める試験研究は、対価を得て提供する新たな業務の開發を目的として次の各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの(当該業務の開發を目的として、第一号イの方法によつて情報を収集し、又は同号イに掲げる情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。)と

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

第二十七条の四 同 上

2 同 上

3 法第四十二条の四第七項第一号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の同項に規定する特別試験研究費の額のうち第三十二項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる試験研究に係る同条第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額(以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額」という。)とし、同条第七項第二号に規定する政令で定める金額は、当該事業年度の同項に規定する特別試験研究費の額(当該特別試験研究機関等研究費の額を除く。)のうち第三十二項第三号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究に係る同条第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする。

4・5 同 上

6 法第四十二条の四第十九項第一号イ(2)に規定する政令で定める試験研究は、対価を得て提供する新たな業務の開發を目的として次の各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものとする。

する。

一 次に掲げる情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として財務省令で定めるもの

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部又は主要な部分が自動化されている機器又は技術を用いる方法によつて収集された情報

ロ イに掲げるもののほか、当該法人が有する情報で、当該法則の発見が十分見込まれる量のもの

二 省略

三 省略

7 法第四十二条の四第十九項第一号イ(2)に規定する政令で定めるものは、同号イ(2)に規定する費用で次に掲げるものとする。

一 その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(前項第一号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。以下この号において同じ。)及び経費(外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分(外注費に相当する部分を除く。)に限る。)

二 省略

8・9 省略

10 法第四十二条の四第十九項第四号に規定する政令で定める事業年度は、第十二項又は第十四項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法人の設立の日(同条第十九項第四号に規定する設立の日をいう。第十二項及び第十四項第二号において同じ。)を含む事業年度とする。

11 省略

一 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によつて行われた情報の収集又はその方法によつて収集された情報の取得

二 前号の収集に係る情報又は同号の取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として財務省令で定めるもの

三 同上

四 同上

7 同上

一 その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。以下この号において同じ。)及び経費(外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分(外注費に相当する部分を除く。)に限る。)

二 同上

8・9 同上

10 法第四十二条の四第十九項第四号に規定する政令で定める事業年度は、第十二項又は第十四項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法人の設立の日(法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した日とし、公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。第十二項及び第十四項第二号において同じ。)を含む事業年度とする。

11 同上

法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合のその適用を受ける事業年度（以下この条において「適用年度」という。）の当該法人の法第四十二条の四第十九項第五号に規定する比較試験研究費の額（第十四項において「比較試験研究費の額」という。）の計算における同号の試験研究費の額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度の試験研究費の額（同条第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

- 一 合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第十二条の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）で適用年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人等（当該合併法人等の基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後三年を経過していない法人（以下この条において「未經過法人」という。）に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度の試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の月別試験研究費の額を合計した金額に当該合併等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

イ・ロ 省 略

法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合のその適用を受ける事業年度（以下この条において「適用年度」という。）の当該法人の法第四十二条の四第十九項第五号に規定する比較試験研究費の額（第十四項において「比較試験研究費の額」という。）の計算における同号の試験研究費の額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度の試験研究費の額（同条第十九項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下第二十一項までにおいて同じ。）は、当該各号に定めるところによる。

- 一 合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第十二条の五の二に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいう。第二十八項を除き、以下この条において同じ。）で適用年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人等（当該合併法人等の基準日（次に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該合併法人等が当該適用年度開始の日においてその設立の日の翌日以後三年を経過していない法人（以下この条において「未經過法人」という。）に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度の試験研究費の額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の月別試験研究費の額を合計した金額に当該合併等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

イ・ロ 同 上

二 省 略

13 前項に規定する月別試験研究費の額とは、その合併等に係る被合併法人等の当該合併等の日前に開始した各事業年度の試験研究費の額（分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）の日を含む事業年度（以下この項及び第十五項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費の額）をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の試験研究費の額とみなした場合における当該試験研究費の額をいう。

14 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。第二号において同じ。）である場合において、当該法人の当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に移転試験研究費の額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があるときは、当該適用年度の当該法人の比較試験研究費の額の計算における同条第十九項第五号の試験研究費の額については、当該法人の次の各号に規定する調整対象年度の試験研究費の額は、第十二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該分割法人等の当該各調整対象年度の試験研究費の額から次

二 同 上

13 前項に規定する月別試験研究費の額とは、その合併等に係る被合併法人等の当該合併等の日前に開始した各事業年度の試験研究費の額（分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）の日を含む事業年度（以下この項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費の額）をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の試験研究費の額とみなした場合における当該試験研究費の額をいう。

14 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該適用年度の試験研究費の額については、分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の試験研究費の額を移転事業（その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）により分割承継法人等に移転する事業をいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究費の額（以下この条において「移転試験研究費の額」という。）と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しているときは、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、当該分割法人等及び分割承継法人等の次の各号に規定する調整対象年度の試験研究費の額は、第十二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 同 上

に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除する。  
イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（イにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割法人等の当該各調整対象年度の移転試験研究費の額（当該書類に記載された金額に限る。ロ及び次項において同じ。）に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 省 略

二 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該分割承継法人等の当該各調整対象年度の試験研究費の額に次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算する。

イ 分割等で適用年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含むイにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転試験研究費の額を合計した金額に当該分割等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 分割等で基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、基準日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものの）に係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（イにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割法人等の当該各調整対象年度の移転試験研究費の額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 同 上

二 同 上

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含むイにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転試験研究費の額を合計した金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 分割等で基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法

分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転試験研究費の額を合計した金額

15 前項に規定する月別移転試験研究費の額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度の移転試験研究費の額をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の移転試験研究費の額とみなした場合における当該移転試験研究費の額をいう。

16 前二項に規定する移転試験研究費の額とは、次に掲げる試験研究費の額をいう。

一 その分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額を合理的な方法により移転事業（その分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に移転する事業をいう。以下この号及び第三十二項において同じ。）に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分した場合における当該移転事業に係る試験研究費の額

二 その現物分配に係る現物分配法人の各事業年度の試験研究費の額のうち移転試験研究用資産（その現物分配により被現物分配法人に移転する試験研究用資産（法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供される資産をいい、同号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を除く。）をいう。）の償却費の額

人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。ロにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転試験研究費の額を合計した金額

15 前項に規定する月別移転試験研究費の額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度の移転試験研究費の額をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等の日を含む事業年度（以下この項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の移転試験研究費の額とみなした場合における当該移転試験研究費の額をいう。

16 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人（第十二項の現物分配に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産（同条第十九項第一号イ(1)に規定する試験研究又は同号イ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供される資産をいい、同号イ(1)に規定する当該固定資産又は繰延資産を除く。以下この条において同じ。）の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたときは、当該現物分配については、第十二項の規定は、適用しない。

17 法第四十二条の四第十九項第六号の二に規定する政令で定める金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべき

ものを除く。)として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とする。

18

法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人又は分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいう。以下この項において同じ。)に該当する場合の適用年度の当該法人の同条第十九項第六号の二に規定する基準年度比売上金額減少割合(以下この条において「基準年度比売上金額減少割合」という。)の計算における同号に規定する基準事業年度(以下この条において「基準事業年度」という。)の同号の売上金額については、当該法人の第一号及び第二号に規定する調整対象年度並びに第三号の基準事業年度の売上金額(同項第六号の二に規定する売上金額をいう。第二十八項第五号イを除き、以下この条において同じ。)は、当該各号に定めるところによる。

一 合併で適用年度において行われたものに係る合併法人(第三号に掲げる分割法人等に該当するものを除く。) 当該合併法人の基準事業年度(当該合併法人の基準事業年度がない場合には、当該合併に係る被合併法人の基準事業年度を当該合併法人の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該合併法人の当該調整対象年度の売上金額に当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人の月別売上金額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二 合併で基準事業年度開始の日(基準事業年度がない場合には、設立の日。以下第二十一項までにおいて同じ。)から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る合併法人(次号に掲げる分割法人等に該当するものを除く。) 当該合併法人の基準事業年度(当該合併法人の基準事業年度がない場合には、当該合併に係る被合併法人の基準事業年度を当該合併法人の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。以下この号において「調整対象年度」という。)については、当該合併法人の当該調整対象年度の売上金額に当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人の月別売上金額を合計した金額を加算する。

三 分割等(分割又は現物出資をいう。)で基準事業年度開始の日から

適用年度終了の日までの期間内において行われたものに係る分割法人等。当該分割法人等の基準事業年度については、売上金額は、零とする。

19) 前項及び第三十六項に規定する月別売上金額とは、その合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）の当該合併等の日前に開始した各事業年度の売上金額（分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）の日を含む事業年度（以下この項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の売上金額）をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の売上金額とみなした場合における当該売上金額をいう。

20) 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の当該法人の同条第十九項第六号の三に規定する基準年度試験研究費の額（次項において「基準年度試験研究費の額」という。）の計算における基準事業年度の同号の試験研究費の額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度の試験研究費の額は、当該各号に定めるところによる。

一 合併等で適用年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに係る合併法人等。当該合併法人等の基準事業年度（当該合併法人等の基準事業年度がない場合には、当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）の基準事業年度を当該合併法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該合併法人等の当該調整対象年度の試験研究費の額に当該調整対象年度に含まれる月の



当該被合併法人等の第十三項に規定する月別試験研究費の額（次号において「月別試験研究費の額」という。）を合計した金額に当該合併等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二 合併等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該基準事業年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人等 当該合併法人等の基準事業年度（当該合併法人等の基準事業年度がない場合には、当該合併等に係る被合併法人等の基準事業年度を当該合併法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該合併法人等の当該調整対象年度の試験研究費の額に当該調整対象年度に含まれる月の当該被合併法人等の月別試験研究費の額を合計した金額を加算する。

21

法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該適用年度の当該法人の基準年度比売上金額減少割合の計算における基準事業年度と同条第十九項第六号の二の売上金額及び基準年度試験研究費の額に計算における基準事業年度の同項第六号の三の試験研究費の額については、分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の売上金額及び試験研究費の額を移転事業に係る金額と当該移転事業以外の事業に係る金額とに区分しているときは、その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、次の各号に掲げる金額は、第十八項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 当該分割法人等及び分割承継法人等のイ及びロの基準事業年度並びにハ及びニに規定する調整対象年度の売上金額 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の基準事業年度については、当該分割法人等の当該基準事業年度の売上金額から、当該分割法人等の当該基準事業年度の移転事業に係る売上金額（以下この条において「移転売上金額」という。）に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を控除する。この場合において、第十八項第一号及び第二号の規定を適用するときは、当該分割等については、当該分割法人等は同項第三号に掲げる法人に該当しないものとする。

ロ 分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の当該基準事業年度については、当該分割法人等の当該基準事業年度の売上金額から当該分割法人等の当該基準事業年度の移転売上金額を控除する。この場合において、第十八項第一号及び第二号の規定を適用するときは、当該分割等については、当該分割法人等は同項第三号に掲げる法人に該当しないものとする。

ハ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。ハにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度の売上金額に、当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の月別移転売上金額を合計した金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

ニ 分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の当該基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当

該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。二において「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度の売上金額に当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の月別移転売上金額を合計した金額を加算する。

二| 当該分割法人等及び分割承継法人等のイ及びロの基準事業年度並びにハ及びニに規定する調整対象年度の試験研究費の額 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ| 分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の基準事業年度については、当該分割法人等の当該基準事業年度の試験研究費の額から、当該分割法人等の当該基準事業年度の移転試験研究費の額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を控除する。

ロ| 分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の当該基準事業年度については、当該分割法人等の当該基準事業年度の試験研究費の額から当該分割法人等の当該基準事業年度の移転試験研究費の額を控除する。

ハ| 分割等で適用年度において行われたものに係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。ハにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度の試験研究費の額に、当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の第十五項に規定する月別移転試験研究費の額（ニにおいて「月別移転試験研究費の額」という。）を合計した金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

ニ| 分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人等 当該分割承継法人等の当該基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度

18| 17| 省  
略

法第四十二条の四第十九項第八号に規定する政令で定める事由は、当該事業年度において法人の同号に規定する計算した金額が十五億円を超えるかどうかを判定する場合における次に掲げる事由とする。

- 一 当該法人（以下第二十二項までにおいて「判定法人」という。）の当該事業年度（以下第二十項までにおいて「判定対象年度」という。）の開始の日において判定法人の設立の日（次に掲げる法人については

がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。二において「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度の試験研究費の額に当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の月別移転試験研究費の額を合計した金額を加算する。

22| 前項に規定する月別移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度の移転売上金額をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等の日を含む事業年度（以下この項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月の移転売上金額とみなした場合における当該移転売上金額をいう。

23| 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人（第二十項各号の合併等（現物分配に限る。）に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたときは、当該現物分配については、第二十項の規定は、適用しない。

24| 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人の基準事業年度がない場合（第十八項第一号若しくは第二号又は第二十一項第一号ハ若しくは二の規定により当該法人の基準事業年度とみなされる事業年度がある場合を除く。）には、当該法人の基準年度比売上金額減少割合は、零とする。

25| 同上  
26| 同上

- 一 当該法人（以下第三十項までにおいて「判定法人」という。）の当該事業年度（以下第二十八項までにおいて「判定対象年度」という。）の開始の日において判定法人の設立の日（次に掲げる法人にあつては

、それぞれ次に定める日。第四号において同じ。）の翌日以後三年を経過していないこと。

イ 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

ロ 収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日

ハ 外国法人 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった日又は外国法人が恒久的施設を有しないで法人税法第三百三十八条第一項第四号に規定する事業を国内において開始し、若しくは同法第四百一条第二号に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなった日のいずれか早い日（人格のない社団等については、同条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった日）

二 判定法人（次に掲げる法人に該当するものに限る。以下この号において同じ。）の判定対象年度開始の日において判定法人の移行日（次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める日という。第四号において同じ。）の翌日以後三年を経過していないこと。

イ 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなった日

ロ 公共法人に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日

### 三 省 略

四 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するもの（次に定めるところによりその特定合併等に係る合併法人等の設立の日（第二号イ又はロに掲げる法人については、移行日。以下この号において同じ。）をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定法人がその設立の日の翌日以後三年を経過していないこととなるときにおける判定法人を除く。）であること

### イ・ロ 省 略

五 判定法人が判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（第二十八項第一号において「基準日」という。）から判定対象年度開始の日の

、それぞれ次に定める日。第三号において同じ。）の翌日以後三年を経過していないこと。

イ 公益法人等又は内国法人である人格のない社団等 新たに収益事業を開始した日

ロ 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日

ハ 外国法人 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった日又は外国法人が恒久的施設を有しないで法人税法第三百三十八条第一項第四号に規定する事業を国内において開始し、若しくは同法第四百一条第二号に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなった日のいずれか早い日（人格のない社団等にあつては、同条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった日）

### 二 同 上

三 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当するもの（次に定めるところによりその特定合併等に係る合併法人等の設立の日をみなした場合においても判定対象年度開始の日において判定法人がその設立の日の翌日以後三年を経過していないこととなるときにおける判定法人を除く。）であること

### イ・ロ 同 上

四 判定法人が判定対象年度開始の日から起算して三年前の日（第二十八項第一号において「基準日」という。）から判定対象年度開始の日の

前日までのいずれかの時において内国法人である公益法人等又は人格のない社団等に該当していたこと。

## 六 省 略

19) 法第四十二条の四第十九項第八号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号又は第二号に掲げる事由に該当する場合（同項第四号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 零

二 前項第三号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当する場合を除く。） イに掲げる金額をロに掲げる数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

イ 判法定法人に係る各基準年度の所得の金額の合計額から前項第三号に掲げる事由により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

## ロ 省 略

三 前項第四号に掲げる事由に該当する場合（同項第二号、第五号又は第六号に掲げる事由に該当する場合を除く。） イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額

## イ・ロ 省 略

四 前項第四号に掲げる事由に該当する場合（同項第二号に掲げる事由に該当する場合に限る。）又は同項第五号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号又は第二号に掲げる事由に該当し、かつ、同項第四号に掲げる事由に該当しない場合を除く。） イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額

イ (1)に掲げる金額（2）に掲げる数が三十六を超える場合には、当該金額を当該数で除し、これに三十六を乗じて計算した金額）

(1) 判法定法人に係る各基準年度の所得の金額（その各基準年度のうち判法定法人が公益法人等又は人格のない社団等に該当していた事業年度にあつては零とし、その各基準年度のうち判法定法人が公益法人等又は人格のない社団等に該当していた事業年度にあつては収益事業から生じた所得の金額に限るものとする。）の合計額から前項第三号に掲げる事

の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと。

## 五 同 上

27) 同 上

一 前項第一号に掲げる事由に該当する場合（同項第三号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 零

二 前項第二号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由に該当する場合を除く。） イに掲げる金額をロに掲げる数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

イ 判法定法人に係る各基準年度の所得の金額の合計額から前項第二号に掲げる事由により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

## ロ 同 上

三 前項第三号に掲げる事由に該当する場合（同項第四号又は第五号に掲げる事由に該当する場合を除く。） イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額

## イ・ロ 同 上

四 前項第四号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、同項第三号に掲げる事由に該当しない場合を除く。） イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額

## イ 同 上

(1) 判法定法人に係る各基準年度の所得の金額（その各基準年度のうち判法定法人が公益法人等又は人格のない社団等に該当していた事業年度にあつては、収益事業から生じた所得の金額に限る。）の合計額から前項第二号に掲げる事由により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

由により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

(2) 省 略

ロ 省 略

五 前項第六号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、同項第四号に掲げる事由に該当しない場合を除く。）

イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額  
イ・ロ 省 略

20) 前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定合併等 合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継（以下この号及び第六号において「合併等」という。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

イ・ロ 省 略

ハ 次に掲げる合併等で、基準日から判定対象年度終了の日までの間に行われたもの

(1) 省 略

(2) 判定法人が合併等の直前において行う事業（以下この項及び第二十二項において「旧事業」という。）の全てを当該合併等の日以後に廃止した又は廃止することが見込まれている場合において、当該旧事業の当該合併等の直前における事業規模のおおむね五倍を超える資金の借入れ又は出資による金銭その他の資産の受入れ（合併又は分割による資産の受入れを含む。第二十二項において「資金借入れ等」という。）を行つた又は行うことが見込まれているときの当該合併等

(3) 省 略

二 省 略

二 省 略

三 被合併法人等 被合併法人、分割法人、現物出資法人、移転法人（譲受け法人に対して事業の移転をした法人をいう。）又は被承継法人をいい、公共法人を除く。

四 七 省 略

(2) 同 上

ロ 同 上

五 前項第五号に掲げる事由に該当する場合（同項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、同項第三号に掲げる事由に該当しない場合を除く。）

イに掲げる金額及び合併等調整額（各被合併法人等のロに掲げる金額を合計した金額をいう。）の合計額を三で除して計算した金額  
イ・ロ 同 上

28) 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 同 上

(1) 同 上

(2) 判定法人が合併等の直前において行う事業（以下この項及び第三十項において「旧事業」という。）の全てを当該合併等の日以後に廃止した又は廃止することが見込まれている場合において、当該旧事業の当該合併等の直前における事業規模のおおむね五倍を超える資金の借入れ又は出資による金銭その他の資産の受入れ（合併又は分割による資産の受入れを含む。第三十項において「資金借入れ等」という。）を行つた又は行うことが見込まれているときの当該合併等

(3) 同 上

二 同 上

二 同 上

三 被合併法人等 被合併法人、分割法人、現物出資法人、移転法人（譲受け法人に対して事業の移転をした法人をいう。）又は被承継法人をいい、法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。

四 七 同 上

21| 第十九項の被合併法人等が同項の対象特定合併等の日以前に開始した各事業年度において次の各号に掲げる法人に該当していた場合における当該被合併法人等の当該事業年度の同項に規定する所得の金額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 公共法人 零

二 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 収益事業から生じた所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

三 省略

22| 資金借入れ等により行われることが見込まれる事業の内容が明らかである場合には、判定法人が旧事業の事業規模（第二十項第一号ハ②に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定については、法人税法施行令百十三条の三第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「当該旧事業の譲渡収益額、貸付収益額若しくは役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十項第一号ハ②（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する旧事業（以下この項及び次項において「旧事業」という。）の譲渡収益額（同条第二十項第五号イに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」、貸付収益額（同条第二十項第五号ロに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは役員提供収益額（同条第二十項第五号ハに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「当該新事業」とあるのは「新事業（同条第二十二項に規定する見込まれる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第十三項中「同項の資金借入れ等を行つた日の属する事業年度」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八項第一号に規定する判定対象年度」と読み替えるものとする。

23| 法第四十二条の四第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものは、法人税法第六十四条の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国

29| 第二十七項の被合併法人等が次の各号に掲げる法人に該当する場合における当該被合併法人等の同項に規定する所得の金額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該被合併法人等の当該各号に定める金額とする。

一 公益法人等又は内国法人である人格のない社団等 収益事業から生

じた所得の金額（当該所得に対する法人税の額につき法人税法第八十条の規定の適用があつた場合には、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額

二 同上

30| 資金借入れ等により行われることが見込まれる事業の内容が明らかである場合には、判定法人が旧事業の事業規模（第二十八項第一号ハ②に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定については、法人税法施行令百十三条の三第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「当該旧事業の譲渡収益額、貸付収益額若しくは役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十八項第一号ハ②（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する旧事業（以下この項及び次項において「旧事業」という。）の譲渡収益額（同条第二十八項第五号イに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」、貸付収益額（同条第二十八項第五号ロに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは役員提供収益額（同条第二十八項第五号ハに定める金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「当該新事業」とあるのは「新事業（同条第三十項に規定する見込まれる事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、同条第十三項中「同項の資金借入れ等を行つた日の属する事業年度」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十六項第一号に規定する判定対象年度」と読み替えるものとする。

31| 法第四十二条の四第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものは、法人税法第六十四条の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国



法人」という。)が当該他の内国法人について同条第一項の規定による承認の効力が生ずる日(以下この項において「加入日」という。)を含む事業年度(当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。)において法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する場合の当該加入日を含む事業年度における当該他の内国法人(第二十項第一号二に掲げる合併に係る合併法人、当該通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があつた法人を被合併法人とする合併により設立したもの及び当該通算親法人の事業年度開始の時ににおいて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの並びに次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)とする。

一・二 省略

24| 法第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 次に掲げる者(以下この項において「特別研究機関等」という。)  
と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

イ・ロ 省略

ハ 福島国際研究教育機構

二 省略

三 特定新事業開拓事業者(産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者のうちその設立の日以後の期間が十五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)  
(一)と共同して行う試験研究で、当該特定新事業開拓事業者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該特定新事業開拓事業者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該特定新事業開拓事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該特定新事業開拓事業者に帰属する旨及びその

法人」という。)が当該他の内国法人について同条第一項の規定による承認の効力が生ずる日(以下この項において「加入日」という。)を含む事業年度(当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。)において法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する場合の当該加入日を含む事業年度における当該他の内国法人(第二十八項第一号二に掲げる合併に係る合併法人、当該通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があつた法人を被合併法人とする合併により設立したもの及び当該通算親法人の事業年度開始の時ににおいて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの並びに次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)とする。

一・二 同上

32| 同上

一 同上

イ・ロ 同上

二 同上

三 新事業開拓事業者等(産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者のうちその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるものその他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)  
(一)と共同して行う試験研究で、当該新事業開拓事業者等との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該新事業開拓事業者等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該新事業開拓事業者等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果

内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に  
基づいて行われるもの

イハ 省略

四 成果活用促進事業者(科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者及び前号イからハまでに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)と共同して行う試験研究(当該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究開発として財務省令で定めるもの(第十一号において「成果実用化研究開発」という。)に該当するものに限る。)で、当該成果活用促進事業者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該成果活用促進事業者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該成果活用促進事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該成果活用促進事業者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

五 他(特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者及び第三号イからハまでに掲げるものを除く。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

六九 省略

十 特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該特定新事業開拓事業者とのその委託に

が当該法人及び当該新事業開拓事業者等に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

イハ 同上

四 成果活用促進事業者(科学技術・イノベーション創出の活性化に關する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等及び前号イからハまでに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)と共同して行う試験研究(当該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究開発として財務省令で定めるもの(第十一号において「成果実用化研究開発」という。)に該当するものに限る。)で、当該成果活用促進事業者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該成果活用促進事業者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該成果活用促進事業者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該成果活用促進事業者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

五 他(特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者及び第三号イからハまでに掲げるものを除く。)と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定(当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの

六九 同上

十 新事業開拓事業者等に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその委託に係る

係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該特定新事業開拓事業者が再委託を行うものを除く。）

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（以下この項において「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該特定新事業開拓事業者に委託する試験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ その委託する試験研究が主として当該特定新事業開拓事業者の有する知的財産権等（法第四十二条の四第十九項第十号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。以下第十二号までにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該特定新事業開拓事業者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

#### 十一 省 略

十二 他<sup>イ</sup>の者（特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者及び第三号イからハまでに掲げるものを除く。）に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

#### イ・ロ 省 略

#### 十三・十四 省 略

委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除く。）

イ その委託する試験研究の成果を活用して当該法人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（以下第十二号までにおいて「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試験研究が当該法人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等（法第四十二条の四第十九項第十号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。以下第十二号までにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

#### 十一 同 上

十二 他<sup>イ</sup>の者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者及び第三号イからハまでに掲げるものを除く。）に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

#### イ・ロ 同 上

#### 十三・十四 同 上

十五

イ

次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）又は使用人である次に掲げる者（ロ

（1）及びハにおいて「新規高度研究業務従事者」という。）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

（1）博士の学位を授与された者（外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。）で、その授与された日から五年を経過していないもの

（2）他の者（第三号イからハまでに掲げるものを除く。）の役員又は使用人として十年以上専ら研究業務に従事していた者で、当該法人（同号イからハまでに掲げるものを含む。）の役員又は使用人となつた日から五年を経過していないもの

ロ

当該法人の当該事業年度の新規高度人件費割合（1）に掲げる金額が（2）に掲げる金額のうち占める割合をいう。ロにおいて同じ。）を当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合で除して計算した割合が一・〇三以上である場合又は当該法人の当該事業年度の前事業年度の新規高度人件費割合が零である場合（当該事業年度又は当該前事業年度の（2）に掲げる金額が零である場合を除く。）に当該事業年度において行う試験研究（工業化研究に該当するものを除く。）であること。

（1）試験研究費の額（工業化研究に該当する試験研究に係る試験研究費の額を除く。）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

（2）試験研究費の額のうち当該法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

ハ

次に掲げる要件のいずれかに該当する試験研究であること。

（1）その内容に関する提案が広く一般に又は広く当該法人の使用人に募集されたこと。

（2）その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること。

（3）その試験研究に従事する者が広く一般に又は広く当該法人の使用人に若しくは広く当該法人の役員及び使用人に募集され、当該試験研究に従事する新規高度研究業務従事者とその募集に応じた

25] 者であること。

法第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一 前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る試験研究費の額であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二・三 省略

四 前項第十三号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち前項第十三号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの(第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。)

五 前項第十五号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの(第一号又は第二号に定める試験研究費の額に該当する金額を除く。)

26] 法第四十二条の四第十九項第十三号に規定する政令で定める金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額(営業外の収益の額とされるべきものを除く。)として所得の金額の計算上益金の額に算入される金額とする。

27] 法第四十二条の四第十九項第十三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用年度(同条第八項第三号の通算法人にあつては、同項第二号に規定する適用対象事業年度。以下この項において同じ

33] 同上

一 前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額(次号及び第四号において「試験研究費の額」という。)であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二・三 同上

四 前項第十三号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち前項第十三号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの

34] 法第四十二条の四第八項第三号の通算法人及び同号イの他の通算法人の基準事業年度がない場合(第十八項第一号若しくは第二号又は第二十一項第一号ハ若しくはニの規定により当該通算法人又は他の通算法人の基準事業年度とみなされる事業年度がある場合を除く。)には、当該通算法人の同条第十九項第十三号に規定する基準年度比合算売上金額減少割合(第四十項において「基準年度比合算売上金額減少割合」という。)

35] 法第四十二条の四第十九項第十四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用年度(同条第八項第三号の通算法人にあつては、同項第二号に規定する適用対象事業年度。以下この項において同じ

は、同項第二号に規定する適用対象事業年度。以下この項において同じ

。の売上金額（同条第十九項第十三号に規定する売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該適用年度（法第四十二条の四第八項第三号の通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度（以下この条において「売上調整年度」という。）の売上金額（適用年度の月数と売上調整年度の月数とが異なる場合には、その異なる売上調整年度の売上金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該売上調整年度の月数で除して計算した金額）の合計額を当該適用年度及び当該各売上調整年度の数で除して計算した金額とする。

28] 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の当該法人の前項の金額の計算における同項の売上金額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度の売上金額は、当該各号に定めるところによる。

一 合併等（合併、分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）で適用年度において行われたものに係る合併法人等（当該合併法人等の基準日（第十二項第一号に規定する基準日をいう。以下この項及び第三十項第二号において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未經過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日（第十項に規定する設立の日をいう。次号及び第三十項第二号において同じ。）の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度の売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。次号及び次項において同じ。）の月別売上金額を合計した金額に当該合併等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

。の売上金額及び当該適用年度（同条第八項第三号の通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度（以下第三十七項までにおいて「売上調整年度」という。）の売上金額（適用年度の月数と売上調整年度の月数とが異なる場合には、その異なる売上調整年度の売上金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該売上調整年度の月数で除して計算した金額）の合計額を当該適用年度及び当該各売上調整年度の数で除して計算した金額とする。

36] 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合の適用年度の当該法人の前項の金額の計算における同項の売上金額については、当該法人の当該各号に規定する調整対象年度の売上金額は、当該各号に定めるところによる。

一 合併等で適用年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに）に係る合併法人等（当該合併法人等の基準日（第十二項第一号に規定する基準日をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未經過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日（第十項に規定する設立の日をいう。次号及び次項第二号において同じ。）の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度の売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。次号において同じ。）の月別売上金額を合計した金額に当該合併等の日（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

二 合併等で売上調整年度において行われたものに係る合併法人等 当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度の売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。

29| 前項に規定する月別売上金額とは、その合併等に係る被合併法人等の当該合併等の日前に開始した各事業年度の売上金額（分割等（分割又は現物出資をいう。以下第三十二項までにおいて同じ。）の日を含む事業年度（以下この項及び第三十一項において「分割等事業年度」という。）にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分割等事業年度の売上金額）をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の売上金額とみなした場合における当該売上金額をいう。

30| 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。以下第三十二項までにおいて同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいう。第二号において同じ。）である場合において、当該法人の当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に移転売上金額その他

の財務省令で定める事項を記載した書類の添付があるときは、当該適用年度の当該法人の第二十七項の金額の計算における同項の売上金額については、当該法人の第一号に規定する各売上調整年度又は第二号に規定する各調整対象年度の売上金額は、第二十八項の規定にかかわらず、次

二 合併等で売上調整年度において行われたもの（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては、当該売上調整年度のうち最も古い売上調整年度開始の日の前日から当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものの）に係る合併法人等 当該合併法人等の基準日から当該合併等の日の前日までの期間内の日を含む各売上調整年度（当該合併法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該合併法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対象年度の売上金額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等の月別売上金額を合計した金額を加算する。

37| 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人が分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該適用年度の当該法人

の第三十五項の金額の計算における同項の売上金額については、分割法人等が財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従つて当該分割法人等の各事業年度の売上金額を移転売上金額と移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しているときは、その分割等（分割又は現物出資をいう。以下この項において同じ。）

の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに規定する各売上調整年度ごとに当該分割法人等の当該各売上調整年度の売上金額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除する。

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の各売上調整年度については、当該分割法人等の当該各売上調整年度の移転売上金額（当該書類に記載された金額に限る。）  
ロ及び次項において同じ。）に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 省略

二 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該分割承継法人等の当該各調整対象年度の売上金額に次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算する。

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割承継法人等

当該分割承継法人等の各売上調整年度（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転売上金額を合計した金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 省略

31 | 前項に規定する月別移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等

（）に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てが財務省令で定めるところによりそれぞれの納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときに限り、当該分割法人等の第一号に規定する各売上調整年度及び当該分割承継法人等の第二号に規定する各調整対象年度の売上金額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる分割法人等又は分割承継法人等の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 同上

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等 当該分割法人等の各売上調整年度については、当該分割法人等の当該各売上調整年度の移転売上金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 同上

二 同上

イ 分割等で適用年度において行われたものに係る分割承継法人等

当該分割承継法人等の各売上調整年度（当該分割承継法人等が未経過法人に該当する場合には、基準日から当該分割承継法人等の設立の日の前日までの期間を当該分割承継法人等の事業年度とみなした場合における当該事業年度を含む。イにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の第二十二項に規定する月別移転売上金額（ロにおいて「月別移転売上金額」という。）を合計した金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ 同上



の当該分割等の日前に開始した各事業年度の移転売上金額をそれぞれ当該各事業年度の月数（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度に含まれる月（分割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の移転売上金額とみなした場合における当該移転売上金額をいう。

32| 前二項に規定する移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額を合理的な方法により移転事業に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分した場合における当該移転事業に係る売上金額をいう。

33| 第四項、第十二項から第十五項まで、第十九項、第二十項及び第二十七項から第三十一項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

34| 法第四十二条の四第八項第三号の通算法人又は同号イの他の通算法人に係る第十二項から第十六項まで及び第二十八項から前項までの規定の適用については、同条第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人には同号イの他の通算法人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同条第八項第二号に規定する他の事業年度を、それぞれ含むものとする。

35| 省略

（中小企業者等が機械等を取得了た場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

38| 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人（第三十六項各号の合併等（現物分配に限る。）に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたときは、当該現物分配については、第三十六項の規定は、適用しない。

39| 第四項、第十二項から第十五項まで、第十八項から第二十二項まで、第二十七項、第二十八項及び第三十五項から第三十七項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

40| 法第四十二条の四第八項第三号の通算法人又は同号イの他の通算法人に係る第十二項から第十六項まで、第十八項から第二十三項まで及び第三十六項から前項までの規定の適用については、同条第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人には同号イの他の通算法人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同条第八項第二号に規定する他の事業年度を、基準年度比売上金額減少割合には基準年度比合算売上金額減少割合を、それぞれ含むものとする。

41| 同上

（中小企業者等が機械等を取得了た場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の六 法第四十二条の六第一項第一号に規定する政令で定める

要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- 一 その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。
- 二 要する人件費が少額なサービス業として財務省令で定める事業（法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものであること。

- 2| 法第四十二条の六第一項第三号に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本、開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるものその他財務省令で定めるものを除く。）とする。

- 3| 法第四十二条の六第一項第五号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業とし、法第四十二条の六第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置（機器及び構造を含む。第十項において同じ。）をいう。）の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶とする。

- 4| 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一 省 略

- 二 工具 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該中小企業者等（法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等をいう。）以下この項において同じ。）が当該事業年度（同条第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないもの）の取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該

第二十七条の六

- 2| 法第四十二条の六第一項第二号に規定する政令で定めるソフトウェアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本、開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるものその他財務省令で定めるものを除く。）とする。

- 2| 法第四十二条の六第一項第四号に規定する政令で定める海上運送業は、内航海運業法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業とする。

- 3| 同 上

一 同 上

- 二 工具 一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該中小企業者等（法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等をいう。）以下この項において同じ。）が当該事業年度（同条第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないもの）の取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該

中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した同項第二号に掲げる工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）

三 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該中小企業者等が当該事業年度（法第四十二条の六第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した同項第三号に掲げるソフトウェア（法人税法施行令第三百三十三条又は第三百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

5| 省 略  
6| 省 略  
7| 省 略  
8| 省 略  
9| 省 略

10| 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

11| 第一項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）  
第二十七条の十二の四

法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定めるソフトウェアは、第二十七条の六第二項に規定するソフトウェアとする。

中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した同項第一号に掲げる工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）

三 ソフトウェア 一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（当該中小企業者等が当該事業年度（法第四十二条の六第一項に規定する指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間に限る。）において、取得又は製作をして国内にある当該中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した同項第二号に掲げるソフトウェア（法人税法施行令第三百三十三条又は第三百三十三条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）

4| 同 上  
5| 同 上  
6| 同 上  
7| 同 上  
8| 同 上

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）  
第二十七条の十二の四 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定めるものは、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第九条第二項に規定する中小企業者等で同項の規定により中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等とみなされるものとする。

2| 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定めるソフトウェアは、第二十七条の六第一項に規定するソフトウェアとする。

4|3|2|  
省 省 省  
略 略 略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十七条の十三 省 略

2 法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合における法第四十二条の四第二十二項及び第二十三項（これらの規定を法第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第七項、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第四十二条の四第二十二項中「規定を」とあるのは、「規定（第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」とする。

3|5 省 略

6 法第四十二条の十三第五項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額以下である場合とする。

一 法第四十二条の十三第五項に規定する対象年度（以下この条において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第十三項第二号ホに規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数乗じて計算した金額）

二 省 略

7|12 省 略

5|4|3|  
同 同 同  
上 上 上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十七条の十三 同 上

2 法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合における法第四十二条の四第二十二項及び第二十三項（これらの規定を法第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第七項、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第四十二条の四第二十二項中「規定を」とあるのは、「規定（第四十二条の十三第一項の規定を含む。）を」とする。

3|5 同 上

6 同 上

一 法第四十二条の十三第五項に規定する対象年度（以下この条において「対象年度」という。）の基準所得等金額（当該対象年度開始の日前一年（当該対象年度が一年に満たない場合には、当該対象年度の期間。次号において同じ。）以内に終了した各事業年度（最初課税事業年度開始の日前に終了した各事業年度及び外国法人である人格のない社団等の第十三項第二号ニに規定する収益事業から生ずるものを有することとなつた日を含む事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間を除く。次号において「前事業年度」という。）の月数を合計した数が当該対象年度の月数に満たない場合には、当該基準所得等金額を当該対象年度の月数で除し、これに当該合計した数乗じて計算した金額）

二 同 上

7|12 同 上

13 第六項及び第十一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省 略

二 最初課税事業年度 法第四十二条の十三第五項に規定する法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。

イ 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日

ロ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ハ 公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

ニ 省 略

ホ 省 略

三・四 省 略

14 法第四十二条の十三第五項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第六項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等 当該事業年度の収益事業から生じた所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の合計額

二 省 略

15・16 省 略

(特定船舶の特別償却)

第二十八条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第一号及び第四項において同じ。）及び船舶貸渡業（海上運送法第二条第七項に規定する船

13 同 上

一 同 上  
二 同 上

イ 公益法人等又は内国法人である人格のない社団等 新たに収益事業を開始した日

ロ 公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

ハ 同 上

ニ 同 上

三・四 同 上

14 同 上

一 公益法人等又は内国法人である人格のない社団等 当該事業年度の収益事業から生じた所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の合計額

二 同 上

15・16 同 上

(特定船舶の特別償却)

第二十八条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第三項において同じ。）及び船舶貸渡業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。）及び船舶貸渡業（海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業をい

船貸渡業をいう。次項及び第三項において同じ。）とする。

2| 法第四十三条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一 海洋運輸業の用に供される船舶（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約（次号において「匿名組合契約等」という。）の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの（その船舶貸渡業を営む法人の法第四十三条第一項第一号に規定する認定先進船舶導入等計画に記載された海上運送法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶に該当するものを除く。）で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものを除く。）

二 沿海運輸業の用に供される船舶（総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）

3| 法第四十三条第一項に規定する政令で定める法人は、船舶貸渡業を営む法人とする。

4| 法第四十三条第一項第一号イに規定する政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5 法第四十三条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

6 国土交通大臣は、第二項又は前二項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

う。次項及び第四項において同じ。）とする。

2| 法第四十三条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、鋼船（船舶法第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は沿海運輸業の用に供されるもの（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）で、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

3| 法第四十三条第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

4| 法第四十三条第一項に規定する政令で定める法人は、船舶貸渡業を営む法人とする。

5 法第四十三条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

6 国土交通大臣は、第二項、第三項又は前項の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）

第二十八条の二 削除

(被災代替資産等の特別償却)

第二十八条の三 法第四十三条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。） 当該法人が有する建物で法第四十三条の二第一項に規定する特定非常災害（次号及び第三号において「特定非常災害」という。）に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二・三 省略

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第二十八条の四 法第四十四条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 技術に関する研究開発の用に供される研究所の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（当該研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除く。）が四億円以上のものであること。

- 二 省略

(共同利用施設の特別償却)

第二十八条の六 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が四百万円（建物にあつては、六百万円）以上のものとする。

第二十八条の二 法第四十三条の二第一項に規定する政令で定めるものは、護岸、岸壁及び棧橋とする。

(被災代替資産等の特別償却)

第二十八条の三 法第四十三条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。） 当該法人が有する建物で法第四十三条の三第一項に規定する特定非常災害（次号及び第三号において「特定非常災害」という。）に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなつたもの（以下この号において「被災建物」という。）のその用に供することができなくなつた時の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）
- 二・三 同上

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第二十八条の四 同上

- 一 技術に関する研究開発の用に供される研究所の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（当該研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除く。）が三億五千万円以上のものであること。

- 二 同上

(共同利用施設の特別償却)

第二十八条の六 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が四百万円以上のものとする。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 省 略

2514 省 略

15 法第四十五条第三項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 省 略

二 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第九条の二第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る離島振興法第四条第一項の離島振興計画（同法第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同法第五号及び第十二号並びに同法第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同法第十四項の規定による通知（当該離島振興計画が同法第十五項において準用する同法第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものである場合には、同法第十五項において準用する同法第十四項の規定による通知）を受けたもの（以下この条において「特定離島振興計画」という。）に記載された同法第四条第二項第三号に掲

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 同 上

2514 同 上

15 同 上

一 同 上

二 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る半島振興法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第九条の二第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定半島産業振興促進計画」という。）に記載された同法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和五年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（当該期間内に同号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）



ける計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）

四 法第四十五条第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定奄美産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和六年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定奄美産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

16 法第四十五条第三項に規定する政令で定める場合は、その法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該地区内の市町村の長の確認がある場合とする。

一・二 省略

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区内の都道府県が定める特定離島振興計画

四 法第四十五条第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合 当該地区に係る奄美群島振興開発特別措置法第十四条第一項に規定する認定産業振興促進計画（同法第十一条第三項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、産業の振興に資するものとして財務省令で定めるもの）が記載されたものに限る。以下この条において「認定奄美産業振興促進計画」という。）に記載された同法第十一条第二項第四号に掲げる計画期間の初日から令和五年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第十六条第一項の規定により当該認定奄美産業振興促進計画に係る同法第十四条第一項に規定する認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。）

16 法第四十五条第三項に規定する政令で定める場合は、その法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る産業投資促進計画（次の各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。）に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長の確認がある場合とする。

一・二 同上

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に掲げる地区 当該地区に係る同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画で産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第二十三項及び第二十八項において同じ。）が定める基準を満たすもの

四 省 略

17  
§ 22 省 略

23| 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定離島振興計画に記載された離島振興法第四条第四項第一号に掲げる区域内の地区とする。

24 法第四十五条第三項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）  
、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第三号の上欄に掲げる地区に係る特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のもものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のもとする。

一・二 省 略  
25  
§ 27 省 略

（特定都市再生建築物の割増償却）

第二十九条の五 法第四十七条第三項に規定する政令で定める要件は、第

- 一 号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件とする。
- 一 都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業の施行される土地の区域（次号において「事業区域」という。）内に地上階数十以上又は延べ面積が七万五千平方メートル以上の建築物が整備されること。

二・三 省 略  
2・3 省 略

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

四 同 上

17  
§ 22 同 上

23| 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち第十六項第三号に規定する基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

24 法第四十五条第三項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）  
、旅館業及び情報サービス業等のうち、同表の第三号の上欄に掲げる地区に係る第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のもものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のもとする。

一・二 同 上  
25  
§ 27 同 上

28| 関係大臣は、第十六項第三号に規定する基準を定めたとき、又は第二十三項の規定により地区を指定したときは、これを告示する。

（特定都市再生建築物の割増償却）

第二十九条の五 同 上

- 一 都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業の施行される土地の区域（以下この号及び次号において「事業区域」という。）内に地上階数十以上又は延べ面積が七万五千平方メートル以上（当該事業区域が法第四十七条第三項第一号に掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上）の建築物が整備されること。

二・三 同 上  
2・3 同 上

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第三十条 法第五十二条の二第一項に規定する減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

二 省 略

三 省 略

四 省 略

五 省 略

六 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二の規定

2 省 略

3 法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

三 省 略

4 省 略

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第三十二条 法第五十三条第一項第四号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

第三十条 同 上

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

三 省 略

4 同 上

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第三十二条 同 上

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる

一| 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

二| 省 略

三| 省 略

四| 省 略

五| 省 略

六| 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二の規定

2 省 略

七| 省 略

（関西国際空港用地整備準備金）

第三十三条の四 省 略

2 省 略

3 前項の指定会社所得金額は、法第五十七条の七第一項並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合における法第五十七条の七第二項に規定する適用事業年度の所得の金額とする。

4 5 6 省 略

（中部国際空港整備準備金）

第三十三条の五 法第五十七条の七の二第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項並びに法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合における法第五十七条の七の二第二項に規定する適用事業年度の所得の金額とする。

2 3 5 省 略

同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

二| 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

三| 同 上

四| 同 上

五| 同 上

六| 同 上

七 同 上

2 同 上

（関西国際空港用地整備準備金）

第三十三条の四 同 上

2 同 上

3 前項の指定会社所得金額は、法第五十七条の七第一項並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合における法第五十七条の七第二項に規定する適用事業年度の所得の金額とする。

4 5 6 同 上

（中部国際空港整備準備金）

第三十三条の五 法第五十七条の七の二第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項並びに法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合における法第五十七条の七の二第二項に規定する適用事業年度の所得の金額とする。

2 3 5 同 上

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物(国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。)及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第六項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 5 18 省 略

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)

第三十五条 省 略

2 法第五十九条第一項第三号に規定する所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項及び第二項並びに法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十五項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額とする。

一・二 省 略

3 法第五十九条第三項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項の通算法人の同条第一項及び第二項並びに法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十五項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この条において「対象年度」という。)の所得の金額のうち通算所得基準額(第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいう。)に達するまでの金額とする。

4 5 8 省 略

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入

金額の課税の特例

第三十五条の二 法第五十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、まず同項に規定する船舶運航事業者等(次項及び第三項において「船舶運航事業者等」という。)の当該事業年度の収益の額並びに原

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物(国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。)及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 5 18 同 上

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)

第三十五条 同 上

2 法第五十九条第一項第三号に規定する所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項及び第二項並びに法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額とする。

一・二 同 上

3 法第五十九条第三項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、同項の通算法人の同条第一項及び第二項並びに法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この条において「対象年度」という。)の所得の金額のうち通算所得基準額(第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいう。)に達するまでの金額とする。

4 5 8 同 上

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入

金額の課税の特例

第三十五条の二 法第五十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、まず同項に規定する船舶運航事業者等(次項及び第三項において「船舶運航事業者等」という。)の当該事業年度の収益の額並びに原

価の額、費用の額及び損失の額（以下この項において「収益の額等」という。）を財務省令で定めるところにより同号に規定する対外船舶運航事業等（以下この項において「対外船舶運航事業等」という。）による収益の額等と対外船舶運航事業等以外の事業による収益の額等とに区分し、次にその区分された対外船舶運航事業等による収益の額等を財務省令で定めるところにより同号に規定する日本船舶を用いた対外船舶運航事業等（同条第一項に規定する認定計画に記載された同項に規定する計画期間内において営むものに限る。以下この条において「日本船舶外航事業」という。）による収益の額等と日本船舶外航事業以外の対外船舶運航事業等による収益の額等とに区分し、その区分された日本船舶外航事業による収益の額等に基づき法第五十九条の二の規定を適用しないで計算した所得の金額とする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する政令で定める金額は、船舶運航事業者等の当該事業年度において日本船舶外航事業の用に供した同項第一号に規定する日本船舶ごとに当該日本船舶の一日当たり利益金額に当該日本船舶の稼働日数（日本船舶外航事業の用に供した日数をいい、当該日本船舶が同号に規定する特定準日本船舶（次項において「特定準日本船舶」という。）である場合には、同条第一項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（次項において「日本船舶」という。）の確保に關連して実施される措置としての同条第一項第一号に規定する準日本船舶の確保を実施する期間として財務省令で定める期間の日数とする。）を乗じて計算し、これを合計した金額とする。

3 前項に規定する一日当たり利益金額とは、船舶運航事業者等の当該事業年度において日本船舶外航事業の用に供した次の表の上欄に掲げる船舶ごとに、当該船舶の法第五十九条の二第二項第二号に規定する純トン数（以下この項において「純トン数」という。）を同表の中欄に掲げる純トン数に区分して、それぞれの純トン数を百で除して得た数に同表の下欄に掲げる金額を乗じて計算した金額の合計額とする。

船舶	純トン数	金額
日本船舶	千トン以下の純トン数	百三十円
	千トンを超え一万トン以下の純トン数	百十円

価の額、費用の額及び損失の額（以下この項において「収益の額等」という。）を財務省令で定めるところにより同号に規定する対外船舶運航事業等（以下第三項までにおいて「対外船舶運航事業等」という。）による収益の額等と対外船舶運航事業等以外の事業による収益の額等とに区分し、次にその区分された対外船舶運航事業等による収益の額等を財務省令で定めるところにより同号に規定する日本船舶（以下この項において「日本船舶」という。）を用いた対外船舶運航事業等による収益の額等と日本船舶以外の船舶を用いた対外船舶運航事業等による収益の額等とに区分し、その区分された日本船舶を用いた対外船舶運航事業等による収益の額等に基づき同条の規定を適用しないで計算した所得の金額とする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する政令で定める金額は、船舶運航事業者等の当該事業年度において対外船舶運航事業等の用に供した同項第一号に規定する日本船舶ごとに当該日本船舶の一日当たり利益金額に当該日本船舶の稼働日数（対外船舶運航事業等の用に供した日数をいい、当該日本船舶が同号に規定する特定準日本船舶（次項において「特定準日本船舶」という。）である場合には、同条第一項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（次項において「日本船舶」という。）の確保に關連して実施される措置としての同条第一項第一号に規定する準日本船舶の確保を実施する期間として財務省令で定める期間の日数とする。）を乗じて計算し、これを合計した金額とする。

3 前項に規定する一日当たり利益金額とは、船舶運航事業者等の当該事業年度において対外船舶運航事業等の用に供した次の表の上欄に掲げる船舶ごとに、当該船舶の法第五十九条の二第二項第二号に規定する純トン数（以下この項において「純トン数」という。）を同表の中欄に掲げる純トン数に区分して、それぞれの純トン数を百で除して得た数に同表の下欄に掲げる金額を乗じて計算した金額の合計額とする。

船舶	純トン数	金額
日本船舶	一千トン以下の純トン数	百二十円
	一千トンを超え一万トン以下の純トン数	九十円

4・5 省略

特定準 日本船	千トン以下の純トン数	七十円
	千トンを超え一万吨以下の純トン数	四十円
舶	千トンを超え一万吨以下の純トン数	百九十五円
	一万吨を超え二万五千トン以下の純トン数	百六十五円
	二万五千トンを超える純トン数	六十円

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例

第三十六条 省略

2514 省略

15 第三項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第五項に規定する所得の金額、第七項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、第八項第一号イに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額並びに第十項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の第十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二

4・5 同上

特定準 日本船	千トン以下の純トン数	六十円
	千トンを超え一万吨以下の純トン数	三十円
舶	千トンを超え一万吨以下の純トン数	百八十円
	一万吨を超え二万五千トン以下の純トン数	百三十五円
	二万五千トンを超える純トン数	九十円
		四十五円

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例

第三十六条 同上

2514 同上

15 第三項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第五項に規定する所得の金額、第七項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、第八項第一号イに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号イに規定する他の軽減対象所得金額並びに第十項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号ロに規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の第十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項

項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の特定対象事業年度若しくは当該特定対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度又は特例対象内国法人の特例対象事業年度若しくは当該特例対象事業年度終了の日において当該特例対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

16  
5 19 省 略

### 第三節の四 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

#### 第三十七条 省 略

2 5 6 省 略

の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の特定対象事業年度若しくは当該特定対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度又は特例対象内国法人の特例対象事業年度若しくは当該特例対象事業年度終了の日において当該特例対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

16  
5 19 同 上

### 第三節の四 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

#### 第三十七条 同 上

2 5 6 同 上

7 第二項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第三項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに第四項第一号に規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号に規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の対象事業年度又は当該対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した

7 第二項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第三項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに第四項第一号に規定する特定事業等欠損金額及び同項第三号に規定する他の軽減対象所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の対象事業年度又は当該対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄



8・9 寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。  
省 略

（農業経営基盤強化準備金）  
第三十七条の二 省 略

2 法第六十一条の二第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項及び同条第二項並びに法第六十一条の三並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該事業年度の所得の金額とする。

3 省 略

（農用地等を取得した場合の課税の特例）  
第三十七条の三 省 略

2 法第六十一条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のものとし、建物及びその附属設備にあつては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が三十万円以上のものとし、構築物にあつては一の構築物の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては一のソフトウェアの取得価額が三十万円以上のものとする。

3 省 略

4 法第六十一条の三第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項並びに法第六十一条の二第二項並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該事業年度の所得の金額とする。

5 省 略

6 省 略

7 省 略

8・9 附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。  
同 上

（農業経営基盤強化準備金）  
第三十七条の二 同 上

2 法第六十一条の二第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項及び同条第二項並びに法第六十一条の三並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該事業年度の所得の金額とする。

3 同 上

（農用地等を取得した場合の課税の特例）  
第三十七条の三 同 上

2 同 上

3 法第六十一条の三第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項並びに法第六十一条の二第二項並びに第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該事業年度の所得の金額とする。

4 同 上

5 同 上

6 同 上

8| 省 略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 省 略

25 16 省 略

17 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 省 略

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール(当該区域が含まれる都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内において当該区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の同条第一項に規定する都市開発事業(当該都市再生緊急整備地域に係る同法第十五条第一項に規定する地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該区域及び当該都市の開発事業の施行される土地の区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合には、〇・五ヘクタール)以上であること。

三 省 略

18 法第六十二条の三第四項第九号に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第六十二条の三第四項第九号に規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。

19 法第六十二条の三第四項第十号に規定する良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に係る同項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンション建替事業とする。

20 法第六十二条の三第四項第十号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項(同法第八十六条の九第一項において準用する場合

7| 同 上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 同 上

25 16 同 上

17 同 上

一 同 上

二 その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール(当該事業が都市再生特別措置法施行令第七条第一項ただし書に規定する場合に該当するものであるときは、〇・五ヘクタール)以上であること。

三 同 上

18 法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第六十二条の三第四項第八号の二に規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。

19 法第六十二条の三第四項第九号に規定する良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に係る同項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンション建替事業とする。

20 法第六十二条の三第四項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項(同法第八十六条の九第一項において準用する場合

合を含む。)の規定により同法第三章(第三節及び第五節を除く。)の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。

21 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第九条第一項に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンションのその住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンションとする。

22 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとする。

23 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)(の面積が五百平方メートル以上であること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 省 略

ロ 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合が、建築基準法第五十三条第一項各号に掲げる建築物の区分に応じ同項に定める数値(同条第二項又は同条第三項(同条第七項又は第八項の規定により適用される場合を含む。)(の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後の数値とする。)(から十分の一を減じた数値(同条第六項(同条第七項の規定により適用される場合を含む。)(の規定の適用がある場合には、十分の九とする。)(以下であること。

ハ 省 略

24 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 省 略

二 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する同法第四条第

合を含む。)の規定により同法第三章(第三節及び第五節を除く。)の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。

21 法第六十二条の三第四項第十号に規定する良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第九条第一項に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンションのその住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンションとする。

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとし、同号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下この項において「施行地区」という。)(の面積が五百平方メートル以上であること。

二 同 上

イ 同 上

ロ 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合が、建築基準法第五十三条第一項各号に掲げる建築物の区分に応じ同項に定める数値(同条第二項又は同条第三項(同条第七項又は第八項の規定により適用される場合を含む。)(の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後の数値とする。)(から十分の一を減じた数値(同条第六項(同条第七項の規定により適用される場合を含む。)(の規定の適用がある場合には、十分の九とする。)(以下であること。

ハ 同 上

23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる区域とする。

一 同 上

二 都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画法が定

一項に規定する都市計画が定められていない同条第二項に規定する都市計画区域のうち、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域

24

められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域

法第六十二条の三第四項第十二号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの（同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）であること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 その事業の施行される土地の区域（以下この項において「施行地区」という。）の面積が千平方メートル以上（当該事業が認定再開発事業である場合には、五百平方メートル以上）であること。

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第一号イに掲げる施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ 都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区 同条第二項第一号イに掲げる施設又は同条第五項第一号に規定する施設

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設又は同項第二号に規定する地区施設

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定

25 法第六十二条の三第四項第十三号に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 前項各号に掲げる区域
- 二 都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域

25 する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設）  
三 その事業の施行地区内の土地の高度利用に寄与するものとして財務省令で定める要件

25 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区又は区域（同号に規定する既成市街地等内にある地区又は区域を除く。）とする。

一 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区

二 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの又は中心市街地の活性化に関する法律第十条第一項に規定する認定中心市街地の区域

イ 都市計画法第八条第一項第三号に掲げる高度利用地区

ロ 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(1) 当該防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域について定められた次に掲げる計画において、当該計画の区分に応じそれぞれ次に定める制限が定められていること。

(i) 当該防災街区整備地区計画の区域について定められた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画 同条第三項又は第四項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(ii) 当該沿道地区計画の区域について定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画 同条第六項第二号に規定する建築物等の高さの最低限度又は建築物の容積率の最低限度

(2) (1)(i)又は(ii)に掲げる計画の区域において建築基準法第六十八条の二第一項の規定により、条例で、これらの計画の内容として定められた(1)(i)又は(ii)に定める制限が同項の制限として定められて

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第三十九条の七 法第六十五条の七第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得（建設及び製作を含む。次項において同じ。）をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

2| 法第六十五条の七第一項及び第九項の届出は、同条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の同項又は同条第九項に規定する譲渡の日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合（第二号口において「

いること。

三| 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域  
四| 都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業計画の区域  
五| 都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業計画（当該認定集約都市開発事業計画に次に掲げる事項が定められているものに限る。）の区域

イ| 当該認定集約都市開発事業計画に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業（社会資本整備総合交付金（予算の目である社会資本整備総合交付金の経費の支出による給付金をいう。）の交付を受けて行われるものに限る。ロにおいて「集約都市開発事業」という。）の施行される土地の区域の面積が二千平方メートル以上であること。

ロ| 当該認定集約都市開発事業計画に係る集約都市開発事業により都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する特定公共施設の整備がされること。

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第三十九条の七 法第六十五条の七第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得（建設及び製作を含む。）をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第五号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

2| 法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する同欄のイからハまでに掲げる区域から除くものとして政令で定める区域は、同項の譲渡があつた日の属する年の十年前の年の翌年一月一日以後に公有水面埋

先行取得の場合」という。)には、当該資産の同条第一項又は第九項に規定する取得の日)を含む三月期間(事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間)をいう。第二号において同じ。)の末日の翌日から二月以内)に、当該各号の下欄に掲げる資産につき同条第一項又は第九項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出者の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる事項

(1) 当該譲渡をした資産及び当該三月期間内に取得をした資産の種類、構造又は用途、規模(土地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。))にあつては、その面積。

ロ(1)において同じ。)、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日(船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模並びに譲渡年月日及び取得年月日。ロ(1)において同じ。)

(2) 当該譲渡をした資産の価額及びその譲渡直前の帳簿価額

(3) 当該三月期間の末日の翌日以後に取得をする見込みである資産の種類、所在地及び取得予定年月日(船舶にあつては、種類及び取得予定年月日)

ロ 先行取得の場合 次に掲げる事項

(1) 当該三月期間内に譲渡をした資産及び当該取得をした資産の種類、構造又は用途、規模、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日

(2) 当該取得をした資産の取得価額

(3) 当該三月期間の末日の翌日以後に譲渡をする見込みである資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日(船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日)

三 前号の取得をした、又は同号の取得をする見込みである資産のその適用に係る法第六十五条の七第一項の表の各号の区分

四 その他参考となるべき事項

立法の規定による竣功認可のあつた埋立地の区域とし、同欄に規定する政令で定める事業所は、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福利厚生施設を除く。)とし、同欄のハに規定する政令で定める区域は、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域とする。

3 法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に規定する同欄のイからハまでに掲げる区域から除くものとして政令で定める区域は、同項の譲渡があつた日の属する年の十年前の年の翌年一月一日以後に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあつた埋立地の区域（以下この項において「埋立区域」という。）とし、同欄のニに規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄のイからハまでに掲げる区域（埋立区域を除く。）を除く。）とする。

4 法第六十五条の七第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とし、同欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 省 略

二 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの（その敷地の用に供される土地等を含む。）

イ・ロ 省 略

5 法第六十五条の七第一項の表の第三号の下欄に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とし、同欄に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる手続その他の行為が進行中であることにつき財務省令で定める書類により明らかにされた事情とする。

一 四 省 略

3 法第六十五条の七第一項の表の第一号の下欄のロに規定する政令で定める区域は、中部圏開発整備法第二条第四項に規定する都市開発区域とする。

4 法第六十五条の七第一項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄に規定する既成市街地等を除く。）とし、同表の第三号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法による市街地再開発事業（その施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であるものに限る。）に関する都市計画とし、同欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 同 上

二 建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの（その敷地の用に供される土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）を含む。）

イ・ロ 同 上

5 法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とし、同欄に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる手続その他の行為が進行中であることにつき財務省令で定める書類により明らかにされた事情とする。

一 四 同 上



6 法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とし、同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及びひき船業とする。

一 海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）の用に供されている船舶 二十年

二 沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）の用に供されている船舶 二十三年

三 建設業又はひき船業の用に供されている船舶 三十年

7 法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船舶（その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当する船舶（第二号において「譲渡船舶」という。）に係る事業と同一の事業の用に供されるものに限る。）とする。

一 省略

二 船舶で、その進水の日から取得の日までの期間が耐用年数（法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であり、かつ、その期間がその船舶に係る譲渡船舶の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間に満たないものうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（前号に掲げるものを除く。）

## 8・9 省略

10 法第六十五条の七第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）

以下この項において同じ。）の届出は、同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月以内に、当該資産につき同条第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出者の名称、納税地及び法人番号

二 当該取得をした資産の種類、構造又は用途、規模（土地等にあつて

6 法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）又は沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）の用に供されている船舶 二十五年

二 建設業又はひき船業の用に供されている船舶 三十五年

7 法第六十五条の七第一項の表の第五号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。

一 同上

二 船舶で、その進水の日から取得の日までの期間が耐用年数（法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であり、かつ、その期間がその船舶に係る法第六十五条の七第一項の譲渡をした資産に該当する船舶（以下この号において「譲渡船舶」という。）の進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの期間に満たないものうち環境への負荷の低減に資する船舶として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（前号に掲げるものを除く。）

## 8・9 同上

10 法第六十五条の七第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）

以下この項において同じ。）の届出は、同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。第二号、次項及び第十四項において同じ。）をした日を含む事業年度終了の日の翌日から二月以内に、当該資産につき同条第三項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出者の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）

二 当該取得をした資産の種類、規模（土地等にあつては、その面積）

は、その面積）、所在地、取得年月日及び取得価額（船舶にあつては種類、構造又は用途、規模、取得年月日及び取得価額）

三 譲渡をする見込みである資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）

四 当該取得をした資産のその適用に係る法第六十五条の七第一項の表の各号の区分

五 省 略

11  
§ 22 省 略

23 前項の規定は、買換資産が法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合について準用する。

24 法第六十五条の七第一項の表の第三号の上欄に規定する土地等、建物又は構築物が次の各号に掲げる資産である場合には、当該資産は、当該法人により当該各号に定める日において取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をされたものとみなして、同欄の規定を適用する。

一 省 略  
二 省 略  
三 省 略  
四 省 略  
五 省 略  
六 省 略

25 同 上

26 法第六十五条の八第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する譲渡をした日を含む事業年度終了の日後に当該譲渡をした法人が被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）を行う場合において、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）が同条第一項に規定する取得指定期間内に当該譲渡をした資産に係る法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人等において当該取得をした資産を当該適格合併等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、そ

、所在地、用途、取得年月日及び取得価額

三 譲渡をする見込みである資産の種類

四 同 上

11  
§ 22 同 上

23 買換資産が法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合における同項又は同条第九項の規定により損金の額に算入される金額の計算については、当該買換資産の全部又は一部は、当該法人の選択により、同表の第一号から第四号までのうちその該当する二以上の号のいずれかの号の下欄に掲げる資産のみ該当するものとして、同条第一項又は第九項の規定を適用する。

24 法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する建物若しくは土地等又は同表の第四号の上欄に規定する土地等、建物若しくは構築物が次の各号に掲げる資産である場合には、当該資産は、当該法人により当該各号に定める日において取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をされたものとみなして、同表の第一号の上欄及び同表の第四号の上欄の規定を適用する。

一 省 略  
二 同 上  
三 同 上  
四 同 上  
五 同 上  
六 同 上

25 同 上

26 法第六十五条の八第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する譲渡をした日を含む事業年度終了の日後に当該譲渡をした法人が被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）を行う場合において、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）が同条第一項に規定する取得指定期間内に当該譲渡をした資産に係る法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人等において当該取得をした資産を当該適格合併等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第五号の下欄に掲げる資産については、そ

の移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときとする。

27 第二十二項(第二十三項において準用する場合を含む。)の規定は、法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額又は同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び同条第七項又は第八項において準用する法第六十五条の七第一項又は第九項の規定による損金の額に算入される金額の計算について準用する。

28 省 略

29 法第六十五条の八第四項第二号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する分割承継法人又は被現物出資法人において法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合(同条第十六項第四号に規定する差益割合をいう。)を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額(法第六十五条の八第四項第二号の特別勘定の金額が次の各号に掲げる資産の取得に係る特別勘定の金額である場合には、当該計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額)とする。

一 法第六十五条の八第一項の譲渡をした資産が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。)に該当し、かつ、その取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合における当該取得をする見込みである資産 百分の七十

二 法第六十五条の八第十八項において読み替えて準用する法第六十五条の七第十四項に規定するときにおける同項各号に掲げる地域内にある資産 次に掲げる当該資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 法第六十五条の七第十四項第一号に掲げる地域内にある資産 百分の九十

ロ 法第六十五条の七第十四項第二号に掲げる地域内にある資産 百分の七十五

ハ 法第六十五条の七第十四項第三号に掲げる地域内にある資産 百分の七十(法第六十五条の八第一項の譲渡をした資産及びその取得をする見込みである資産のいずれもが法第六十五条の七第十四項に規定する本店資産に該当する場合には、百分の六十)

の移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときとする。

27 第二十二項及び第二十三項の規定は、法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額又は同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計算及び同条第七項又は第八項において準用する法第六十五条の七第一項又は第九項の規定による損金の額に算入される金額の計算について準用する。

28 同 上

29 法第六十五条の八第一項の譲渡をした資産が法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産(令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。)に該当し、かつ、その取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合における当該取得をする見込みである資産 百分の七十

二 法第六十五条の八第十八項において読み替えて準用する法第六十五条の七第十四項に規定するときにおける同項第一号に掲げる地域内にある資産 百分の七十

三 法第六十五条の八第十八項において読み替えて準用する法第六十五

30・31 省 略

32 法第六十五条の八第七項に規定する政令で定めるときは、同項の買換資産の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得の日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

33 省 略  
34 省 略  
45 国土交通大臣は、第七項各号の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

第七節の二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第三十九条の十の二 省 略

2・3 省 略

4 株式交付親会社が株式交付により当該株式交付に係る株式交付子会社（法第六十六条の二第一項に規定する株式交付子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式を取得した場合（当該株式交付により当該株式交付子会社の株主に交付した自己の株式の価額が当該株式交付により当該株主に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社（同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうち同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。）に該当する場合を除く

条の七第十四項に規定するときににおける同項第二号に掲げる地域内にある資産 百分の七十五

30・31 同 上

32 法第六十五条の八第七項に規定する政令で定めるときは、同項の買換資産の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得の日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第五号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。

33 同 上  
34 同 上  
45 国土交通大臣は、第二項の規定により区域を指定したとき、又は第七項各号の規定により船舶を指定したときは、これを告示する。

第七節の二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第三十九条の十の二 同 上

2・3 同 上

4 株式交付親会社が株式交付により当該株式交付に係る株式交付子会社（法第六十六条の二第一項に規定する株式交付子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式を取得した場合（当該株式交付により当該株式交付子会社の株主に交付した自己の株式の価額が当該株式交付により当該株主に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合を除く。）における法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

。 )における同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〇四 省略

### 第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

#### 第三十九条の十三 省略

2516 省略

17 法第六十六条の五第五項第三号に規定するその他政令で定めるものは、公共法人又は公益法人等に支払う負債の利子等とする。

18 30 省略

### 第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

#### 第三十九条の十三の二 法第六十六条の五の二第一項に規定する政令で定

める金額は、法第五十二条の三第五項及び第六項、第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の五の二第一項、第六十六条の五の三第一項及び第二項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項、第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項、第六十七条の十二第一項及び第二項、第六十七条の十三第一項及び第二項、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項並びに第六十八条の三の三第一項並びに法人税法第二十七条、第三十三条第二項（法人税法施行令第六十八条第一項各号に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）、第四十一条、第四十一条の二、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八並びに第四百二十二条の四第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項

一〇四 同上

### 第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

#### 第三十九条の十三 同上

2516 同上

17 法第六十六条の五第五項第三号に規定するその他政令で定めるものは、法人税法第二条第五号に規定する公共法人又は公益法人等に支払う負債の利子等とする。

18 30 同上

### 第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

#### 第三十九条の十三の二 法第六十六条の五の二第一項に規定する政令で定

める金額は、法第五十二条の三第五項及び第六項、第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項、第六十六条の五第一項、第六十六条の五の二第一項、第六十六条の五の三第一項及び第二項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項、第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項、第六十七条の十二第一項及び第二項、第六十七条の十三第一項及び第二項、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項並びに第六十八条の三の三第一項並びに法人税法第二十七条、第三十三条第二項（法人税法施行令第六十八条第一項各号に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限る。）、第四十一条、第四十一条の二、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八並びに第四百二十二条の四第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項

の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額に、当該事業年度の法第六十六条の五の二第一項に規定する対象純支払子等の額、減価償却資産に係る償却費の額（損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間その他の財務省令で定める期間に係る決算において費用又は損失として経理することを用いる。）の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額、金銭債権の貸倒れによる損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額及び匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この項において同じ。）により匿名組合員（匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者）をいう。以下この項において同じ。）に分配すべき利益の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した金額から法第六十六条の五の二第七項又は第六十六条の五の三第二項の規定の適用に係る法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社に係る同条第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額又は法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。

## 2538 省 略

### （適用対象金額の計算）

規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額に、当該事業年度の法第六十六条の五の二第一項に規定する対象純支払子等の額、減価償却資産に係る償却費の額（損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間その他の財務省令で定める期間に係る決算において費用又は損失として経理することを用いる。）の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額、金銭債権の貸倒れによる損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額及び匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この項において同じ。）により匿名組合員（匿名組合契約等に基づいて出資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承継をする者）をいう。以下この項において同じ。）に分配すべき利益の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を加算した金額から法第六十六条の五の二第七項又は第六十六条の五の三第二項の規定の適用に係る法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社に係る同条第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額又は法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額及び匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。

## 2538 同 上

### （適用対象金額の計算）

第三十九条の十五 法第六十六条の六第二項第四号に規定する政令で定め

る基準により計算した金額は、外国関係会社（同項第一号に規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の各事業年度の決算に基づく所得の金額に係る第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所得の金額に係る第三号から第五号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（当該所得の金額に係る第一号に掲げる金額が欠損の金額である場合には、当該所得の金額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得の金額に係る第三号から第五号までに掲げる金額との合計額を控除した残額）とする。

一 当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法第二編第一章第一節第二款から第九款まで（同法第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第三十三条第五項、第三十七条第二項、第三十八条から第四十一条の二まで、第五十五条第四項、第五十七条、第五十九条、第六十一条の二第十七項、第六十一条の十一、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七（適格現物分配に係る部分に限る。）を除く。）及び第十二款の規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の七から第六十五条の九まで（法第六十五条の七第一項の表の第四号に係る部分に限る。）、第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定（以下この号において「本邦法令の規定」という。）の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額（当該外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間の取引につき法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該取引が同項に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額）

二 五 省 略

2 5 7 省 略

8 第一項第一号の計算をする場合において、同号の規定によりその例に準ずるものとされる法人税法第三十三条（第五項を除く。）及び第四十

第三十九条の十五 同 上

一 当該各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法第二編第一章第一節第二款から第九款まで（同法第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条、第三十三条第五項、第三十七条第二項、第三十八条から第四十一条の二まで、第五十五条第四項、第五十七条、第五十九条、第六十一条の二第十七項、第六十一条の十一、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七（適格現物分配に係る部分に限る。）を除く。）及び第十二款の規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の七から第六十五条の九まで（法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。）、第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及び第六十七条の十三の規定（以下この号において「本邦法令の規定」という。）の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額（当該外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人との間の取引につき法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該取引が同項に規定する独立企業間価格で行われたものとして本邦法令の規定の例に準じて計算した場合に算出される所得の金額又は欠損の金額）

二 五 同 上

2 5 7 同 上

8 第一項第一号の計算をする場合において、同号の規定によりその例に準ずるものとされる法人税法第三十三条（第五項を除く。）及び第四十

二条から第五十二条までの規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第六十五条の七から第六十五条の九まで（法第六十五条の七第一項の表の第四号に係る部分に限る。）、第六十七条の十二第二項及び第六十七条の十三第二項の規定により当該各事業年度において損金の額に算入されることとなる金額があるときは、当該各事業年度に係る法第六十六条の六第十一項の確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に当該金額の損金算入に関する明細書の添付がある場合に限り、当該金額を当該各事業年度の基準所得金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その添付がなかつたことについて税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

9・10 省 略

（外国関係会社の判定等）

第三十九条の二十 省 略

2～4 省 略

5 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第六十六条の六第十三項の規定を同条から法第六十六条の九までの規定及び第三十九条の十四からこの条までの規定において適用する場合について準用する。

6 省 略

（特定関係の判定等）

第三十九条の二十の九 省 略

2～4 省 略

5 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第六十六条の九の二第十四項の規定を同条から法第六十六条の九の五までの規定及び第三十九条の二十の二からこの条までの規定において適用する場合について準用する。

6 省 略

二条から第五十二条までの規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第六十五条の七から第六十五条の九まで（法第六十五条の七第一項の表の第五号に係る部分に限る。）、第六十七条の十二第二項及び第六十七条の十三第二項の規定により当該各事業年度において損金の額に算入されることとなる金額があるときは、当該各事業年度に係る法第六十六条の六第十一項の確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に当該金額の損金算入に関する明細書の添付がある場合に限り、当該金額を当該各事業年度の基準所得金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その添付がなかつたことについて税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

9・10 同 上

（外国関係会社の判定等）

第三十九条の二十 同 上

2～4 同 上

5 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第六十六条の六第十二項の規定を同条から法第六十六条の九までの規定及び第三十九条の十四からこの条までの規定において適用する場合について準用する。

6 同 上

（特定関係の判定等）

第三十九条の二十の九 同 上

2～4 同 上

5 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第六十六条の九の二第十三項の規定を同条から法第六十六条の九の五までの規定及び第三十九条の二十の二からこの条までの規定において適用する場合について準用する。

6 同 上

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）



第三十九条の二十三の二

法第六十六条の十一の四第二項第二号ハに規定

する政令で定める金額は、認定事業適応法人（同条第一項に規定する認定事業適応法人をいう。以下この条において同じ。）の適用事業年度（法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。第六項において同じ。）前の事業年度で同条第三項の規定の適用を受けた各事業年度（以下この項において「過去通算適用事業年度」という。）の次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する特例十年内事業年度をいう。以下この条において同じ。）において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額（同項に規定する特定超過控除対象額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

二 イに掲げる金額にロに掲げる金額がハに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 次に掲げる金額の合計額

(1) 当該過去通算適用事業年度における各特例十年内事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額（法第六十六条の十一の四第四項に規定する非特定超過控除対象額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 当該過去通算適用事業年度終了の日において当該認定事業適応法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における各特例十年内事業年度（(1)の各特例十年内事業年度終了の日に終了するものに限る。）において生じた欠損金額とされた金額に係る非特定超過控除対象額

ロ イ(1)に掲げる金額の計算の基礎となつた当該認定事業適応法人の投資額残額（法第六十六条の十一の四第四項第二号に規定する投資額残額をいう。以下この条において同じ。）から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

ハ イ(1)に掲げる金額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号に掲げる金額

2|

法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イに規定する当初申告の場合における同項の通算法人の特例通算欠損

事業年度（同条第一項第二号ハ(2)に規定する特例通算欠損事業年度をいう。以下この項において同じ。）の非特定超過控除対象額（以下この項において「当初申告非特定超過控除対象額」という。）が当該当初申告非特定超過控除対象額及び当該特例通算欠損事業年度終了の日に終了する他の通算法人の特例通算欠損事業年度の非特定超過控除対象額の合計額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額に満たない場合のその満たない部分の金額とする。

一 当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた当該通算法人の投資額残額から当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号イに掲げる金額を控除した金額

二 当該当初申告非特定超過控除対象額の計算の基礎となつた法第六十六条の十一の四第四項第五号に掲げる金額

3 | 法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用がある場合における同項第二号ロに掲げる金額は、次の各号に掲げる金額を当該各号に定める金額とみなした場合における同項第二号ロに規定する損金算入限度額に前項に規定する当初申告非特定超過控除対象額が同項に規定する計算した金額を超える場合のその超える部分の金額の合計額を加算した金額から同条第五項第一号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号ロ(1)(ii)に掲げる金額に同項に規定する当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額の合計額を加算した金額 同号ロ(1)(ii)に掲げる金額

二 法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項第二号ロ(2)(ii)に掲げる金額に同号ロ(2)の他の通算法人の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額（法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第四項の規定により特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額とみなされる金額がある場合には、そのみなされる金額）の合計額を加算した金額 同号ロ(2)(ii)に掲げる金額

4 | 法第六十六条の十一の四第四項第二号イに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額の

うちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額及び同号イ(3)に掲げる金額(同号イ(2)の各特例十年内事業年度終了の日に終了する同号イ(3)の他の通算法人の同号イ(3)の各特例十年内事業年度に係るものに限る。)の合計額

二 法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同号の通算法人の投資額残額から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

三 法第六十六条の十一の四第四項第二号イ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額

5| 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハに規定する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額及び同号ハ(3)に掲げる金額(同号ハ(2)の各特例十年内事業年度終了の日に終了する同号ハ(3)の他の通算法人の同号ハ(3)の各事業年度に係るものに限る。)の合計額

二 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同号の通算法人の投資額残額から当該金額の計算の基礎となつた同項第五号イに掲げる金額を控除した金額

三 法第六十六条の十一の四第四項第二号ハ(2)に掲げる金額の計算の基礎となつた同項第五号に掲げる金額

6| 法第六十六条の十一の四第一項の規定の適用を受けようとする認定事業適応法人又は同条第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する通算法人が適用事業年度又は適用対象事業年度(同項に規定する適用対象事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。)前の事業年度において同条第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定の適用を受けた法人である場合において、その適用につき配賦投資額(同項第二号イに規定する配賦投資額をいう。以下この項において同じ。)があるときは、当該適用事業年度における各特例事業年度(法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。第十項において同じ。)に係る法第六十六条の十一の四第二項第二号に掲げる金額及び当該適用対象事業年度における各特例十

年内事業年度に係る投資額残額は、当該配賦投資額を控除した金額とする。

7 | 法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第五項の規定がある場合における法人税法施行令第三百三十一条の九第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第二号中「同条第五項第二号イに掲げる金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する法第六十四条の七第五項第二号イに規定する当初申告の場合における同号イに規定する配賦欠損金控除額」と、同条第三項第三号中「法第六十四条の七第五項第二号イに掲げる金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法第六十四条の七第五項第二号イに規定する当初申告の場合における同号イに規定する配賦欠損金控除額」と、「場合」とあるのは「当初申告の場合」とする。

8 | 法第六十六条の十一の四第三項の規定により法人税法第六十四条の七の規定を読み替えて適用する場合における同条第一項第四号の各事業年度に係る特例十年内事業年度について、当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度（法第六十六条の十一の四第四項に規定する対応事業年度をいう。第一号及び次項において同じ。）が二以上あるときにおける法人税法第六十四条の七第一項第四号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、法人税法施行令第三百三十一条の九第三項第一号の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 | 当該各事業年度において生じた特例対象特定欠損金額（法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額のうち特定欠損金額（法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額をいう。次号において同じ。）に該当するものをいう。以下この号及び次項において同じ。）のうち、当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額から当該各事業年度前の各事業年度（当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度に該当するものに限る。次号において「前対応事業年度」という。）において生じた特例対象特定欠損金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額

二 | 当該各事業年度において生じた特定欠損金額（当該各事業年度に係る前号に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のう

ち、当該特例十年内事業年度に係る特定損金算入限度額（法第六十六条の十一の四第三項の規定により読み替えて適用する法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する特定損金算入限度額をいう。）から当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額及び前対応事業年度において生じた特定欠損金額（当該前対応事業年度に係る前号に掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の合計額を控除した金額に達するまでの金額

9| 法第六十六条の十一の四第四項第五号イの特例十年内事業年度について、当該特例十年内事業年度に係る同号イの通算法人の対応事業年度が二以上ある場合又は当該特例十年内事業年度の期間内にその開始の日がある同号ロの他の通算法人の事業年度（当該特例十年内事業年度終了の日の翌日が当該通算法人に係る通算親法人の適用対象事業年度開始の日である場合には、当該終了の日後に開始した事業年度を含む。以下この項において「他の対応事業年度」という。）が二以上ある場合における同条第四項の規定の適用については、当該特例十年内事業年度に係る各対応事業年度（他の通算法人にあつては、他の対応事業年度。以下この項において同じ。）に係る同号イ又はロに掲げる金額は、当該特例十年内事業年度に係る特定超過控除対象額のうち、当該各対応事業年度において生じた特例対象特定欠損金額から当該各対応事業年度前の各事業年度（当該特例十年内事業年度に係る対応事業年度に該当するものに限る。）において生じた特例対象特定欠損金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

10| 認定事業適応法人の各特例事業年度において生じた欠損金額（法人税法第五十七条第二項の規定により当該特例事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）の一部が特例対象欠損金額（法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該各特例事業年度において生じた欠損金額のうち次に掲げる金額は、まず特例対象欠損金額から成るものとする。

一 法第六十六条の十一の四第二項第一号イに規定する損金の額に算入された金額

二 法第六十六条の十一の四第二項第一号ロに掲げる金額

三 法第六十六条の十一の四第四項第一号に規定する損金の額に算入さ

(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

第三十九条の二十四の二 法第六十六条の十三第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者（以下この項において「特別新事業開拓事業者」という。）の株式のうち、次に掲げる要件の全てを満たすことにつき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査（以下この条において「共同化調査」という。）により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 当該株式が当該特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又は当該株式がその取得（購入による取得に限る。）により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること

二 当該株式の保有が次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める期間継続する見込みであること。

イ 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付される株式 その取得の日から三年を超える期間

ロ イに掲げる株式以外の株式 その取得の日から五年を超える期間

三 省 略

2 法第六十六条の十三第一項に規定する損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する減額した金額のうち当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る同項に規定する特定株式の取得価額（当該取得価額が同項各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額）を乗じてこれを当該特定株式の取得価額で除して計算した金額とする。

3 法第六十六条の十三第一項に規定する所得の金額として政令で定める

れることとなる金額

四 第八項第二号に掲げる金額

五 法人税法第五十七条第四項、第五項又は第八項の規定によりないものとされた金額

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

第三十九条の二十四の二 同 上

一 当該株式が当該特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。

二 当該株式の保有が前号の払込みによる取得の日から三年を超える期間継続する見込みであること。

三 同 上

2 法第六十六条の十三第一項に規定する損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する減額した金額のうち当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に、その減額に係る同項に規定する特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）を乗じてこれを当該特定株式の取得価額で除して計算した金額とする。

3 法第六十六条の十三第一項に規定する所得の金額として政令で定める

ところにより計算した金額は、同項並びに同条第五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当該対象事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該対象事業年度の所得の金額から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額とする。

一・二 省略

#### 457 省略

8 法第六十六条の第十三第二項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額（同条第十項の特定株式（第二号及び第三号において「特定株式」という。）に係るものに限る。以下この項において「引継特別勘定の金額」という。）を有する同条第十項に規定する設定法人に係る同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前事業年度から繰り越された法第六十六条の第十三第十項に規定する特別勘定の金額（第四号において「特別勘定の金額」という。）には、引継特別勘定の金額を含むものとする。

二 引継特別勘定の金額に係る特定株式の法第六十六条の第十三第十項の取得の日は、当該特定株式につき同条第一項の規定の適用を受けた法人における当該特定株式の取得の日とする。

三 法第六十六条の第十三第十項に規定する末日を含む当該設定法人の事業年度以前の各事業年度には、引継特別勘定の金額に係る特定株式を有していた法人の各事業年度を含むものとする。

四 引継特別勘定の金額が法第六十六条の第十三第二項に規定する適格分割等に基因して同項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額である場合において、当該適格分割等の日が当該設定法人の同条第十項に規定する末日後に開始した事業年度の期間内の日であるときは、当該事業年度は当該末日を含む当該設定法人の事業年度とみなす。

9 法第六十六条の第十三第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定株式（法第六十六条の第十三第十項第一号の特定株式をいう。

以下この項において同じ。）の一部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 同条第十項第一号に規定する特別勘定の金額にその有しないこととなつた特定株式の数がその有しないこと

ところにより計算した金額は、同項並びに同条第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用せず、かつ、当該対象事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該対象事業年度の所得の金額から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額とする。

一・二 同上

#### 457 同上

8 法第六十六条の第十三第十項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定株式（法第六十六条の第十三第十項第一号の特定株式をいう。以

下この項において同じ。）の一部を有しないこととなつた場合（次号に掲げる場合を除く。） 同条第十項第一号に規定する特別勘定の金額にその有しないこととなつた特定株式の数がその有しないことな

となつた時の直前において有していた特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

## 二 省 略

10| 法第六十六条の第十三項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第六十六条の第十三項第五号に規定する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に伴うものである場合（次号に掲げる場合を除く。）  
（当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を特定株式（当該剰余金の配当に係る同項第五号の特定株式をいう。以下この号において同じ。）を発行した法人の当該剰余金の配当に係る株式の総数で除し、これに当該剰余金の配当を受けた同項に規定する設定法人が当該剰余金の配当を受けた日において有していた特定株式の数を乗じて計算した金額
- 二 法第六十六条の第十三項第五号に規定する剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合 当該金額

11| 法第六十六条の第十三項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 特別勘定の金額（法第六十六条の第十三項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に、特定株式（同項第六号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の帳簿価額を減額した金額のうちその減額した日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がその減額をした時の直前において有していた特定株式の帳簿価額のうち占める割合を乗じて計算した金額

## 二・三 省 略

12| 法第六十六条の第十三項第一号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特別勘定に係る増資特定株式（以下この項において「増資特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした増資特定株式にあつては、五年）を経過した増資特定株式であることにつき共同化調査により明らかにされたものとし

つた時の直前において有していた特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計算した金額

## 二 同 上

9| 法第六十六条の第十三項第五号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第六十六条の第十三項第五号に規定する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に伴うものである場合（次号に掲げる場合を除く。）  
（当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を特定株式（当該剰余金の配当に係る同項第五号の特定株式をいう。以下この号において同じ。）を発行した法人の当該剰余金の配当に係る株式の総数で除し、これに当該剰余金の配当を受けた同項に規定する設定法人が当該剰余金の配当を受けた日において有していた特定株式の数を乗じて計算した金額
- 二 法第六十六条の第十三項第五号に規定する剰余金の配当を受けたことにより益金の額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額として共同化調査により明らかにされた金額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額がある場合 当該金額

10| 法第六十六条の第十三項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 特別勘定の金額（法第六十六条の第十三項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。次号及び第三号において同じ。）に、特定株式（同項第六号の特定株式をいう。以下この項において同じ。）の帳簿価額を減額した金額のうちその減額した日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がその減額をした時の直前において有していた特定株式の帳簿価額のうち占める割合を乗じて計算した金額

## 二・三 同 上

11| 法第六十六条の第十三項第一号に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）を経過した特定株式であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところ



て財務省令で定めるところにより証明がされた増資特定株式とする。

13| 法第六十六条の第十三第十二項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特別勘定に係る特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から五年を経過した特定株式であることにつき共同化調査により明らかにされたものとして財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式とする。

14| 法第六十六条の第十三第十三項に規定する政令で定める金額は、法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額（次項において「通算前所得金額」という。）及び同条第一項に規定する通算前欠損金額（次項第一号イにおいて「通算前欠損金額」という。）とする。

15| 法第六十六条の第十三第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の同条第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当該対象事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該対象事業年度の所得の金額のうち基準通算所得等金額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいう。）に達するまでの金額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該通算法人の当該対象事業年度及び他の通算法人（法第六十六条の第十三第十三項に規定する他の通算法人をいう。以下この条において同じ。）の他の事業年度（同項に規定する他の事業年度をいう。以下この条において同じ。）の通算前所得金額の合計額から他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額を控除した金額

ロ 次に掲げる金額の合計額

(1) 省 略

(2) 法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該他の通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。第十七項において「控除未済欠損金額」という。）の合計額

るにより証明がされた特定株式とする。

12| 法第六十六条の第十三第十二項に規定する政令で定める金額は、法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額（次項において「通算前所得金額」という。）及び同条第一項に規定する通算前欠損金額（次項第一号イにおいて「通算前欠損金額」という。）とする。

13| 法第六十六条の第十三第十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の同条第一項、第五項から第十項まで及び第十四項の規定を適用せず、かつ、当該対象事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場合の当該対象事業年度の所得の金額のうち基準通算所得等金額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額をいう。）に達するまでの金額とする。

一 同 上

イ 当該通算法人の当該対象事業年度及び他の通算法人（法第六十六条の第十三第十二項に規定する他の通算法人をいう。以下この条において同じ。）の他の事業年度（同項に規定する他の事業年度をいう。以下この条において同じ。）の通算前所得金額の合計額から他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額を控除した金額

ロ 同 上

(1) 同 上

(2) 法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該他の通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。第十五項において「控除未済欠損金額」という。）の合計額

16] 第十四項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額は、法第五十七條の七第一項、第五十七條の七の二第一項、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十一條の二第一項又は第六十一條の三第一項の規定により法第六十六條の十三第三項の通算法人の対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額、法人税法第五十九條第三項の規定により当該対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（法人税法施行令百二十二條の二第八項の規定により同項に規定するもの）とされた欠損金額とみなされる金額を除く。）、同法第五十九條第四項の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（同法第五十七條第五項の規定により）とされる金額を除く。）及び当該対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

17] 第十五項の場合において、他の通算法人の他の事業年度の控除未済欠損金額が当初控除未済欠損金額（他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初控除未済欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の控除未済欠損金額とみなす。

18] 第十五項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四條の五第八項の規定の適用がある場合には、前項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。

19] 法第六十六條の十三第一項、第五項から第九項まで、第十一項又は第十五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、同條第一項の規定により損金の額に算入される金額（増資特定株式（同項第一号に規定する増資特定株式をいう。以下この項において同じ。）に係る部分の金額に限る。）は、法人税法施行令第九條第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとし、法第六十六條の十三第五項から第九項まで、第十一項又は第十五項の規定により益金の額に算入される金額（増資特定株式に係る部分の金額に限る。）は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものとする。

14] 第十二項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額は、法第五十七條の七第一項、第五十七條の七の二第一項、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十一條の二第一項又は第六十一條の三第一項の規定により法第六十六條の十三第十二項の通算法人の対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額、法人税法第五十九條第三項の規定により当該対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（法人税法施行令百二十二條の二第八項の規定により同項に規定するもの）とされた欠損金額とみなされる金額を除く。）、同法第五十九條第四項の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（同法第五十七條第五項の規定により）とされる金額を除く。）及び当該対象事業年度又は他の通算法人の他の事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

15] 第十三項の場合において、他の通算法人の他の事業年度の控除未済欠損金額が当初控除未済欠損金額（他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初控除未済欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の控除未済欠損金額とみなす。

16] 第十三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四條の五第八項の規定の適用がある場合には、前項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。

17] 法第六十六條の十三第一項、第五項から第十項まで又は第十四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、同條第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九條第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとし、法第六十六條の十三第五項から第十項まで又は第十四項の規定により益金の額に算入される金額（増資特定株式に係る部分の金額に限る。）は、同号イに規定する所得の金額に含まれないものとする。

20| 省 略

第三十三條の四第六項の規定は、法第六十六條の十三第一項、第五項から第十項まで又は第十五項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六百六号）の規定の適用について準用する。この場合において、第三十三條の四第六項中「法第五十七條の七第一項の規定」とあるのは、「法第六十六條の十三第一項の規定及び特別益金算入規定（同条第五項から第十項まで及び第十五項の規定をいう。以下この項において同じ。）」と「とする」とあるのは「とし、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六百六号）附則第五條第一項第二号に規定する所得の金額は、法第六十六條の十三第一項の規定及び特別益金算入規定を適用しないで計算するものとする」と読み替えるものとする。

（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）

第三十九條の三十一 省 略

2・3 省 略

4 法第六十七條の十二第一項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の法人の組合事業又は信託による組合等損金額（同項及び同條第二項並びに法第五十九條第一項及び第二項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項及び第二項、第六十一條第一項、第六十六條の十三第一項、第六十七條の十三第一項及び第二項、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項並びに第六十八條の三の三第一項並びに法人税法第五十七條第一項、第五十九條第一項から第四項まで、第六十一條の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二條第二項、第六十二條の五第二項及び第五項、第六十四條の五第一項並びに第六十四條の八の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち、当該組合事業に帰せられる部分の金額又は当該信託の信託費用帰属額（同法第十二條第一項の規定により当該法人の費用とみなされる当該信託の信託財産に帰せられる費用の額をいう。）に係る部分の金額をいう。第九項において同じ。）が当該組合事業又は当該信託による組合等益金額（法第五十九條の二第一項及び第四項、第六十條第六項、第六十一條第五項並びに第六十六

19| 18| 同 上

第三十三條の四第六項の規定は、法第六十六條の十三第一項、第五項から第十項まで又は第十四項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六百六号）の規定の適用について準用する。この場合において、第三十三條の四第六項中「法第五十七條の七第一項の規定」とあるのは、「法第六十六條の十三第一項の規定及び特別益金算入規定（同条第五項から第十項まで及び第十四項の規定をいう。以下この項において同じ。）」と「とする」とあるのは「とし、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第六百六号）附則第五條第一項第二号に規定する所得の金額は、法第六十六條の十三第一項の規定及び特別益金算入規定を適用しないで計算するものとする」と読み替えるものとする。

（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）

第三十九條の三十一 同 上

2・3 同 上

4 法第六十七條の十二第一項に規定する損失の額として政令で定める金額は、同項の法人の組合事業又は信託による組合等損金額（同項及び同條第二項並びに法第五十九條第一項及び第二項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項及び第二項、第六十一條第一項、第六十六條の十三第一項、第六十七條の十三第一項及び第二項、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項並びに第六十八條の三の三第一項並びに法人税法第五十七條第一項、第五十九條第一項から第四項まで、第六十一條の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二條第二項、第六十二條の五第二項及び第五項、第六十四條の五第一項並びに第六十四條の八の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうち、当該組合事業に帰せられる部分の金額又は当該信託の信託費用帰属額（同法第十二條第一項の規定により当該法人の費用とみなされる当該信託の信託財産に帰せられる費用の額をいう。）に係る部分の金額をいう。第九項において同じ。）が当該組合事業又は当該信託による組合等益金額（法第五十九條の二第一項及び第四項、第六十條第六項、第六十一條第五項並びに第六十六

条の第十三第五項から第十一項まで及び第十五項並びに法人税法第二十七条、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項、第六十四条の五第三項、第六十四条の七第六項及び第四百二十二条の二の二（同法第四百二十二条の十の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち、当該組合事業に帰せられる部分の金額又は当該信託の信託収益帰属額（同法第十二条第一項の規定により当該法人の収益とみなされる当該信託の信託財産に帰せられる収益の額をいう。）に係る部分の金額をいう。第九項において同じ。）を超える場合のその超える部分の金額（以下この条において「組合等損失額」という。）とする。

5  
5 18 省 略

（投資法人に係る課税の特例）

第三十九条の三十二の三 省 略

2  
2 5 11 省 略

12 投資法人で次に掲げる要件を満たすものが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十四号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間内に特例特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第十一号に掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）の取得（当該投資法人が締結している匿名組合契約等の目的である事業に係る財産としての当該匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者による取得及び匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産のうちの特例特定資産を含むものに限る。）に基づいて出資をした者からの当該匿名組合契約等に係る地位の承継を含む、合併による取得を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、その取得の日（当該期間内に二以上の特例特定資産の取得をした場合には、当該期間内に取得をした各特例特定資産の取得の日のうち最も早い日）からその取得をした特例特定資産を貸付けの用に供した日（当該期間内に取得をした二以上の特例特定資産を貸付けの用に供した場合には、その貸付けの用に供した日のうち最も早い日）以後二十年を経過した日までの間に終了する各事業年度（この項の規定の適用がな

条の第十三第五項から第十項まで及び第十四項並びに法人税法第二十七条、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項、第六十四条の五第三項、第六十四条の七第六項及び第四百二十二条の二の二（同法第四百二十二条の十の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうち、当該組合事業に帰せられる部分の金額又は当該信託の信託収益帰属額（同法第十二条第一項の規定により当該法人の収益とみなされる当該信託の信託財産に帰せられる収益の額をいう。）に係る部分の金額をいう。第九項において同じ。）を超える場合のその超える部分の金額（以下この条において「組合等損失額」という。）とする。

5  
5 18 同 上

（投資法人に係る課税の特例）

第三十九条の三十二の三 同 上

2  
2 5 11 同 上

12 投資法人で次に掲げる要件を満たすものが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十四号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間内に特例特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第十一号に掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）の取得（当該投資法人が締結している匿名組合契約等の目的である事業に係る財産としての当該匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者による取得及び匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産のうちの特例特定資産を含むものに限る。）に基づいて出資をした者からの当該匿名組合契約等に係る地位の承継を含む、合併による取得を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、その取得の日（当該期間内に二以上の特例特定資産の取得をした場合には、当該期間内に取得をした各特例特定資産の取得の日のうち最も早い日）からその取得をした特例特定資産を貸付けの用に供した日（当該期間内に取得をした二以上の特例特定資産を貸付けの用に供した場合には、その貸付けの用に供した日のうち最も早い日）以後二十年を経過した日までの間に終了する各事業年度（この項の規定の適用がな

いものとした場合に法第六十七条の十五第一項第二号トに掲げる要件を満たす事業年度を除く。)に係る同項及び第十項の規定の適用については、特例特定資産は、同号トに規定する政令で定める資産及び同項に規定する対象資産とみなす。

一 その投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていること。

二 省 略  
13  
15 省 略

(認定株式分配に係る課税の特例)

第三十九条の三十四の三 法第六十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 法第六十八条の二の二第一項に規定する認定株式分配(以下この項において「認定株式分配」という。)の直後に当該認定株式分配に係る現物分配法人が有する当該認定株式分配に係る完全子法人(法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この項において同じ。)の株式又は出資の数又は金額の当該完全子法人の発行済株式又は出資(当該完全子法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となること。

二 認定株式分配の直前に当該認定株式分配に係る現物分配法人と他の者(その者が個人である場合には、その個人との間に法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある者を含む。イにおいて同じ。)が締結している組合契約(同令第四条の三第九項第一号に規定する組合契約をいう。以下この号において同じ。)及び次に掲げる組合契約に係る他の組合員である者を含む。以下この号において同じ。)との間に当該他の者による支配関係(法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。)がなく、かつ、当該認定株式分配後に当該認定株式分配に係る完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれないこと。

いものとした場合に法第六十七条の十五第一項第二号トに掲げる要件を満たす事業年度を除く。)に係る同項及び第十項の規定の適用については、特例特定資産は、同号トに規定する政令で定める資産及び同項に規定する対象資産とみなす。

一 法第六十七条の十五第一項第一号ロ(1)に該当するものであること又はその投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていること。

二 同 上  
13  
15 同 上

- イ その者が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約
  - ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
  - ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
  - 三 認定株式分配前の当該認定株式分配に係る完全子法人の法人税法施行令第四条の三第四項第二号に規定する特定役員の手元が当該認定株式分配に伴つて退任をするものでないこと。
  - 四 認定株式分配に係る完全子法人の当該認定株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の九十以上に相当する数の者が当該完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。
  - 五 認定株式分配に係る完全子法人の当該認定株式分配前に行う主要な事業が当該完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。
  - 六 認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすものであること。
- 2 | 法第六十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る同項に規定する法人及びその株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に対する所得税法施行令及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法施行令第六十一条第二項第三号ロ 法人税法施行令第八條第一項第十 六号	金額（ によりその株主等に 交付した	金額を当該現物分配法人が当該株式分配の直前に有していた当該完全子法人の株式の数で除して計算した金額に当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した当該完全子法人の株式の数を乗じて計算した金額（ に係る
		以下この号及び次号



(適格合併等の範囲に関する特例)

第三十九条の三十四の四 省 略

25 16 省 略

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第三十九条の三十五の四 省 略

2 法第六十八条の三の四第二項に規定する政令で定める規定は、第二十七條の四第十八項、第三十三條の七第三項及び第三十四條第四項(同條第十二項において準用する場合を含む。)の規定とする。

35 6 省 略

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の三十六 法第六十八条の四に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第六十三條の三の規定

三 省 略

四 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二條第十項又は第九十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十八條又は第五十六條の規定

五 省 略

六 省 略

七 省 略

八 省 略

九 省 略

十 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第四十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第

(適格合併等の範囲に関する特例)

第三十九条の三十四の三 同 上

25 16 同 上

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第三十九条の三十五の四 同 上

2 法第六十八条の三の四第二項に規定する政令で定める規定は、第二十七條の四第二十六項、第三十三條の七第三項及び第三十四條第四項(同條第十二項において準用する場合を含む。)の規定とする。

35 6 同 上

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の三十六 同 上

一 同 上

二 沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十一号)第六十三條の三の規定

三 同 上

四 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條の二の規定

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二條第八項若しくは第十項又は第九十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條、第四十八條又は第五十六條の規定

六 同 上

七 同 上

八 同 上

九 同 上

十 同 上



